

REPORT 2025

JAのご案内

Japan Agricultural Cooperatives



J A 伊達市

伊達市農業協同組合
北海道伊達市末永町74番地
TEL 0142-23-2181 (代)
FAX 0142-23-3174

DISCLOSURE CONTENTS

I. JA伊達市の概要

1. 経営理念・経営方針	1
2. 主要な業務の内容	5
3. 経営の組織	7
4. 社会的責任と地域貢献活動	11
5. リスク管理の状況	14
6. 自己資本の状況	18

II. 業績等

1. 直近の事業年度における事業の概況	19
2. 最近5年間の主要な経営指標	21
3. 決算関係書類(2期分)	22

III. 信用事業

1. 信用事業の考え方	45
2. 信用事業の状況	46
3. 貯金に関する指標	48
4. 貸出金等に関する指標	49
5. 農協法及び金融再生法に基づく開示債権残高	53
6. 有価証券に関する指標	54
7. 有価証券等の時価情報	55
8. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	57
9. 貸出金償却の額	57

IV. その他の事業

1. 営農指導事業	58
2. 共済事業	58
3. 販売事業	60
4. 利用加工事業	60
5. 購買・生活購買事業	61

V. 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項	62
2. 自己資本の充実度に関する事項	64
3. 信用リスクに関する事項	67
4. 信用リスク削減手法に関する事項	71
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	73
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	73
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	74
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	76
9. 金利リスクに関する事項	77

VI. 役員等の報酬体系

1. 役員	79
2. 職員等	80
3. その他	80

VII. 財務諸表の正確性等にかかる確認

1. 確認書	81
--------	----

VIII. 沿革・歩み

1. トビックス	82
2. 沿革・歩み	83

IX. 記載項目

1. ディスクロージャー誌の記載項目について	84
------------------------	----

I. JA伊達市の概要

1. 経営理念・経営方針

● 経 営 理 念 ●

わたしたちは、すべての組合員の信頼に応え、農業の持続的発展を通じて地域社会に貢献します。

● 経 営 ビ ジ ャ ン ●

1. 地域農業の担い手となる家族農業経営を支援し、所得と生産性の向上に寄与してまいります。
1. 豊かな自然と環境に感謝し、地域と共生するJAを目指します。
1. 消費者に安全で安心な農畜産物を安定的に提供し、産地としての信頼に応えてまいります。
1. 財務基盤を強化し、安定したJA経営を目指します。
1. 経営の信頼性・透明性を確保するため健全な職場風土を醸成します。

● 経 営 方 針 ●

◇営農指導事業部門

今後の地域農業の状況を予測すると、生産者の高齢化による減少、規模縮小等が予測されます。当JAにおいては、その対策として平成28年度より伊達市と共に新規就農研修生を受入し、2年間の研修プログラム（トマト・ブロッコリー・他野菜）で就農する事業を実施し様々な支援を今後も継続して実施してまいります。

独身経営者（後継者）対策も第8次農業振興計画より引き続きおこなって行かなければなりません。関係機関との企画や外部企画への参加等、「出会いの場」を提供してまいります。また、青年部・女性部継続の活動支援を行ってまいります。

農産物被害の多い有害鳥獣対策においては関係機関と協力し、捕獲わな設置の啓蒙や猟銃取得免許補助により関係機関と共に駆除対策の支援を実施してまいります。

農繁期の人手不足を解消するための労働力確保対策と労働力負担軽減が望めるスマート農業への取組を関係機関と連携しながら、実施してまいります。

◇生産販売事業部門

・農産部門

麦乾施設設備の老朽化に伴い、今後の運営に向け各農産物の収量確保や利用調整料等を含めた施設維持に向け、組合員（利用者）と共に協議し最善な施設活用ができる計画を検証して参ります。水稻（ななつぼし）及び小豆につきましては需要も高く、ななつぼしの作付面積拡大に向け推進を行い落等要因となる防除対策や栽培技術向上を図り良食味米を地域需要者へ安定供給ができるよう努めて参ります。また、小豆（とよみ含め）に関しても同様に作付面積拡大推進の他、他品種の情報提供や新品種の試験栽培にも取組んでまいります。

小麦・てん菜は関係機関と連携を取り、品質向上と作付面積の維持に努めます。

取扱う農作物全体の向上を図る為にも職員育成を強化し、講習会の参加や組合員との対話活動の他にも各課と連携を取り適切な情報提供ができるよう業務遂行いたします。

・青果部門

組合員の高齢化と担い手不足の問題について、作業受託業者の利用や収穫機等の活用など解決に向けての検討をするとともに、施設有効活用に向けた取扱量の確保に向けて、組合員並びに部会組織との対話活動を行い、品目の絞り込みと部会組織のメリットを十分に発揮できる最善な環境づくりの検討も図ってまいります。併せて、重点品目に掲げるキャベツ・ブロッコリー・トマト・新規作物のサツマイモについても、産地化に向けて進めるとともに、アンケート調査で要望の多かったJAによる収穫作業の拡大に向けて十分に協議・精査し生産者の要望に応えられるよう検討して参ります。また、組合員の所得向上につながる有利販売にも努めてまいります。

● 経 営 方 針 ●

・畜産部門

管内の酪畜経営体の大半を占める家族経営の持続的な発展に向けて労働負担の軽減を図る省力化機械の導入や、営農支援システム（ICT）の検討、ヘルパー事業を拡充し、ゆとりある酪畜経営を実現します。

酪農については、高能力牛に対する取組として性判別精液や、受精卵移植技術の活用を推進し優良な乳用後継牛を確保します。また、補助事業を活用した草地更新を実施、良質粗飼料の確保に努めてまいります。

肉用牛生産については、産肉能力や繁殖能力の改良を見極め、ゲノミック調査情報の蓄積・分析を基に優良繁殖雌牛群の造成を支援してまいります。感染病防止対策として授精業務等での牛舎移動については、長靴の消毒を徹底いたします。

◇購買事業部門

・生産資材部門

組合員営農に係る生産資材の安価提供と有効的商材の提案をし、生産性及び収益向上にめざし取り組んでまいります。

関係機関協力のもとスマート農業並びに新しい情報を提供し、安定した営農継続ができるよう協力体制を構築してまいります。

また、業務の効率化と購買収益向上に向け早期取纏を改善し、組合員の利便性と信頼関係構築に努力してまいります。

・農機燃料自動車部門

燃料部門につきましては、営農燃油・生活燃油の安定供給と組合員・利用者の皆様が利用しやすいサービスに努め、系統機関と連携し事業展開を行ってまいります。また、国営緊急農地再編事業の工事燃油供給にも今後も継続して対応してまいります。

農機車輛部門につきましては、組合員・利用者に対し、現状の事業内容でのサービスが継続出来る体制の維持に向け取り組んでまいります。農機部門につきましては整備担当者の高齢化がすすんでいる事と対応する担当者の採用が困難を極める事から、事業形態のあり方についての検討をはじめます。

・店舗部門

新鮮な伊達産農畜産物の販売強化に取り組み、顧客満足度の向上と新規顧客の獲得に繋げながら事業の収支改善に取り組み、あらゆる選択肢も含めて赤字削減方策を検討し業務遂行してまいります。また、必要に応じて設備更新の投資を計画的に実施してまいります。

◇信用事業部門

・金融部門

組合員と地域住民から信頼され選ばれ続ける金融機関の確立に向けて、地域農業活性化と地域のメインバンクとしてライフスタイルやニーズに対応した金融サービスの提供に取り組んでまいります。

● 経 営 方 針 ●

・ 営農融資部門

組合員に対する的確な農業資金供給を通じ、地域農業経営における資金循環の活性化と、多様化・高度化する組合員ニーズの発掘と課題に適応する総合的な農業金融サポート機能を提供し、農業金融仲介機能の発揮に向けて取り組んでまいります。

・ 共済事業部門

組合員・利用者に寄り添い、「ひと・いえ・くるま」の総合保障の提供を通じて J A との緊密な関係を構築し、事業基盤の確保及び J A の長期安定的な収益の確保を目指してまいります。

◇ 総務部門

・ 管理部門

持続可能な事業運営の確立に向けて安定的な経営基盤の構築と組織内環境の整備・人材の育成に取り組んでまいります。

・ 経理部門

常にコスト意識をもって現有システムの利活用、事務効率化に努めてまいります。また、部門間連携や人づくりの強化を行い事務体制の充実を進めてまいります。

・ 審査部門

金融情勢が大きく変化して行く中で適正な貸出審査実施の他、債権保全状況及び確認等審査体制の向上に努めます。また、コンプライアンスに関し各部門と連携を図り不祥事未然防止に努めます。

◇ 内部監査室

内部監査規程及び内部監査実施計画に基づき、組合の事業経営目標の達成と社会的信頼性確保のため、監事及び J A 全国監査機構と連携し、業務運営の適切性の検証、問題点の発見と対応策提言、不祥事の未然防止に努めてまいります。

J A グループ北海道で目標に掲げている不祥事ゼロ運動の取り組みとして「動機をなくす（意識強化等）」・「機会・余地をなくす（牽制定着等）」・「調査・対策等を徹底する（発見機能の強化等）」の未然防止を実施し、「不祥事を起こさせない」・「不祥事を見つける」・「不祥事に対して適切に対応する」姿の実現を目指してまいります。

◇ 事業推進室

地域農業の振興と J A グループ/SDGs 実現の為、持続可能な開発目標として循環型農業を推進し食糧の生産と環境負荷軽減を実現するよう担当部署並びに各関係機関と連携し営農支援を行ってまいります。（尚、各部門と協力の上、事業推進を行うため、方策・取組など各部門と重複する事項又は表現があります。）

◇ 登別支所

地域営農資材の供給拠点として、商品情報の提供及び必要物資のスムーズな供給を図り寄与してまいります。また、支所の業務体制についても検討してまいります。

2. 主要な業務の内容

事業のご案内

信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

■貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただけます。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

■貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

■為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

■サービス・その他

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債(新窓販国債、個人向け国債)の窓口販売の取り扱い、貸金庫のご利用、全国のJAでの貯金のおし入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

◇手数料一覧

- 内国為替手数料
- 貯金業務に関する手数料
- ATM利用手数料
- 貸出金に関する手数料
- その他の業務手数料(債券口座管理、保護預かり、貸金庫、夜間金庫、窓口両替、ネットバンク、アンサーサービスなど)

共済事業

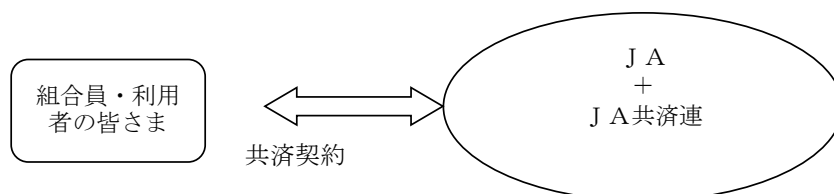


JA共済は、JAが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

JA共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

◇JA共済の仕組み

JA共済は、平成17年4月1日から、JAとJA共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。JAとJA共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。



JA:JA共済の窓口です。

JA共済連:JA共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済にかかる準備金の積み立てなどを行っています。

営農指導事業



営農指導事業は、JA事業の原点とも言える最も重要な事業です。

その内容は、「営農及び技術改善指導」「生活改善事業」「教育情報活動」「組織農政活動」の大きく4つの柱からなり、この活動費用の一部は正組合員からの賦課金でまかなわれるほかは、全てJAの収益によってまかなわれます。

営農指導事業活動は、直接的にはJAに経済的利益をもたらしません、他の主要事業と結合して強化推進の役割を担うと共に、組合員の協同活動の促進に極めて重要な役割を果たしています。

経済事業



〔農業関連事業〕

◇販売事業

組合員の生産した農畜産物の集出荷、選別、販売などを担い、組合員がより高い農業所得を確保することを目的として、JAが組合員に代わり一元集荷を行い、共同で多元販売を行う事業です。

営農指導部門と連携して、計画生産・計画出荷の体制を確立し、固定需要の維持確保に努めると共に、市場の開拓拡大にも努めて安定した農業経営の維持に貢献しています。

また、消費地の需要や要望を生産者に伝達して需要に応じた精算を誘導するほか、生産履歴の記帳などにより、安全でかつ安心な農畜産物を供給して、消費地の信頼性確保に努めております。

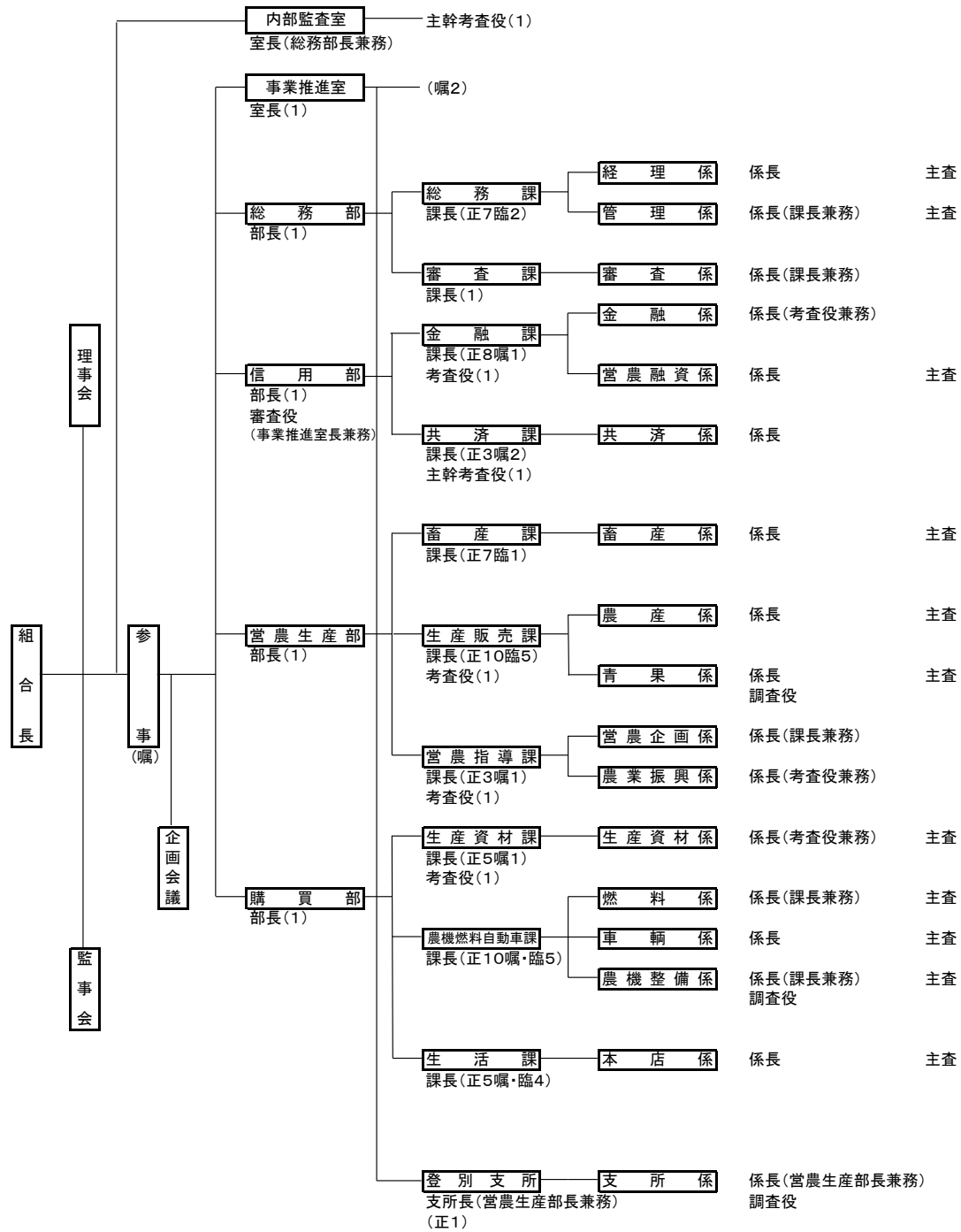
〔購買事業〕

購買事業は、肥料や農薬などの生産資材の供給、農業機械や車両の供給と修理、灯油や軽油などの燃料油脂の供給、Aコープとして親しまれる生活物資の供給が主なる事業です。

「購買事業」の原点は単に「物を売る」ことではなく、組合員の必要な物資を共同で購入して安定的に供給することにあり、コスト低減や仕入条件の優位性確保の面から「予約購買」「とりまとめ購買」などを積極的に実施しており、これはJA購買事業の特色でもあります。

3. 経営の組織

① 組織機構図（令和7年6月1日現在）



嘱託・臨時

正職員数 男 50 名
女 22 名
計 72 名

男 12 名
女 12 名
計 24 名

※ ()は配置職員人数です。

② 組合員数

	5年度末	6年度末	増 減
正 組 合 員 数	545	528	△ 17
個 人	523	505	△ 18
法 人	22	23	1
准 組 合 員 数	2,752	2,719	△ 33
個 人	2,707	2,674	△ 33
法 人	45	45	
合 計	3,297	3,247	△ 50

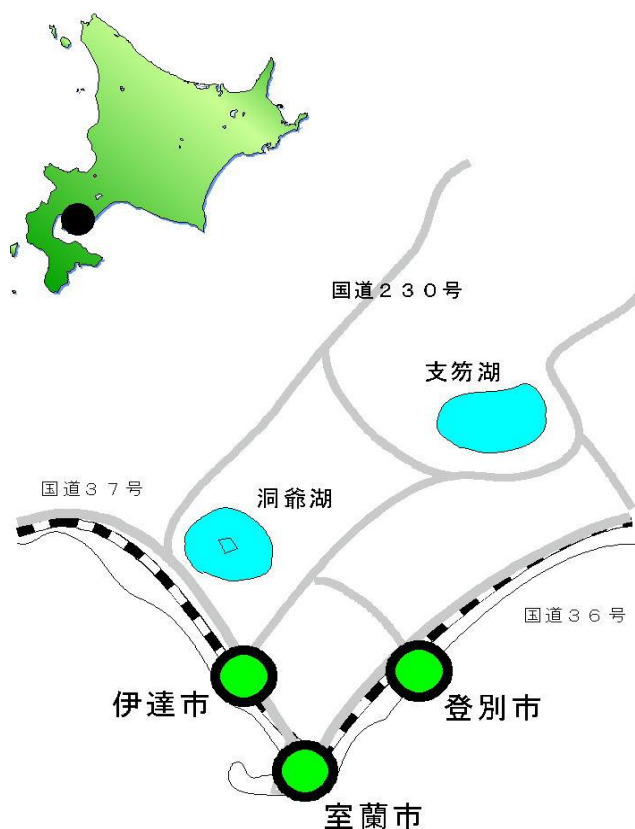
③ 組合員組織の状況

(令和7年2月現在)

組 織 名	代 表 者 名	構 成 員 数
伊達市農協青年部	栗 橋 勝 利	33
JA伊達市女性部	大 平 愛 子	23
JA伊達市生産者直売部会	八 木 沼 ひ ろ 子	37
伊達市農協野菜生産部会協議会	広 瀬 匡 聡	152
有珠果樹組合	原 一 晴	2
伊達市土づくり推進協議会	佐 藤 哲 彦	528
伊達市農業青色申告会	片 平 寿 彦	290
伊達市生乳共販運営協議会	佐 藤 哲 彦	16
伊達市畜産共進会運営委員会	佐 藤 哲 彦	32
伊達市和牛改良組合	水 戸 部 直 樹	29
北海道酪農協会西胆振支部	佐 藤 哲 彦	41
伊達市酪農ヘルパー利用組合	松 下 敬 夫	36
胆振西部乳牛検定組合	森 正 一	33
伊達市豆作生産振興協議会	斉 藤 昭 雄	35
伊達市甜菜振興協議会	佐 藤 哲 彦	40
伊達市小麦採種組合	高 野 雅 輝	5
伊達市豆採種組合	広 瀬 匡 聡	3
伊達市馬鈴薯採種組合	広 瀬 匡 聡	4
伊達市米麦改良協会	佐 藤 哲 彦	115
伊達市水稻栽培研究会	大 滝 真	15
伊達市アスパラガス耕作組合	菅 原 政 満	3
伊達市農事組合連絡協議会	広 瀬 英 俊	290
伊達市農協年金友の会	矢 元 知 良	102
室蘭登別酪農振興協議会	山 下 篤	10
伊達市切花生産組合	武 田 忠 幸	12
伊達市有珠地区水利組合	藤 井 強	14
伊達市農協穀利用組合	松 下 敬 夫	15
伊達市スマート農業協議会	山 本 健 市	14

④ 地区一覧

伊達市(大滝区を除く。) } 一円
室蘭市
登別市



⑤ 理事及び監事の氏名及び役職名

■ 役員一覧

(令和6年6月現在)

役 員	氏 名	役 員	氏 名
代 表 理 事 組 合 長	佐 藤 哲	理 事 (学 経)	上 田 孝 弘
副 組 合 長	松 本 喬 一	理 事 (学 経)	大 友 敏 幸
理 事	原 近 井 一 晴 夫		
理 事	上 野 正 昌 人		
理 事	舟 迫 昌 光	代 表 監 事	菅 原 俊 和
理 事	永 田 聡 康	監 事 (員 外)	森 田 浩 行
理 事	唐 澤 健		

⑥ 事務所の名称及び所在地

■ 店舗一覧

(令和7年6月現在)

店 舗 名	住 所	電 話 番 号	CD/ATM設置台数
本所金融店舗	〒 052-8666 伊達市末永町74番地	(0142)-23-2181	2
登別支所	〒 059-0012 登別市中央町1丁目10番地4	(0143)-85-3151	1
生産資材店舗 (JA伊達グリーンセンター)	〒 052-0021 伊達市末永町9番地	(0142)-23-6151	
ホクレン伊達末永給油所	〒 052-0021 伊達市末永町33番地22	(0142)-23-3749	
農業機械センター	〒 052-0021 伊達市末永町12番地10	(0142)-23-3679	
マーケット本店	〒 052-0021 伊達市末永町74番地	(0142)-23-2174	

(店舗外CD・ATM設置台数_0台)

⑦ 特定信用事業代理業者及び共済代理店の状況

該当する委託施設はありません。

⑧ 子会社等の概要

該当する委託施設はありません。

4. 社会的責任と地域貢献活動

開示項目例	開示内容
◆ 全般に関する事項	
■ 協同組織の特性	当組合は、伊達市（大滝区を除く。）・室蘭市・登別市を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。 当組合の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。 当組合では資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。 当組合は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。 また、JAの総合事業をつうじて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助けあいを通じた社会貢献に努めています。
組合員数	3,247名
出資金	603百万円
1. 地域からの資金調達の状況	
■ 貯金積金残高	18,407百万円
■ 貯金商品	 

2. 地域への資金供給の状況

貸出金残高	(単位;百万円) <table><tr><td>組合員等</td><td>2,612</td></tr><tr><td>地方公共団体</td><td>669</td></tr><tr><td>その他</td><td>319</td></tr></table>	組合員等	2,612	地方公共団体	669	その他	319
組合員等	2,612						
地方公共団体	669						
その他	319						
制度融資取扱状況	○農業経営基盤強化資金(スーパーL資金) ○青年等就農資金 ○セーフティーネット資金 ○経営体育成強化資金						
融資商品	○JAフルスペックローン ○租税対策支援資金 ○JA農業経営緊急支援資金 ○ステップアップローン ○マイカーローン・住宅ローン						

開示項目例	開示内容
3. 文化的・社会的貢献に関する事項	
 文化的・社会的貢献に関する事項	○地域行事への参加 ○小学生へ補助教材の贈呈 ○地域の清掃活動(地域の環境保全、景観保全) ○各種農業関連イベントや、地域活動への協賛・後援 ○日本赤十字社の献血への積極的参加 ○食育活動(地元野菜を使用した調理実習、食育講演会等) ○学校等へ雑巾を贈呈
 利用者ネットワーク化への取り組み	○年金友の会 ・ゲートボール大会 ・パークゴルフ大会 ・慰安旅行 ・湯治
 情報提供活動	○組合員だより(JAだてし)等の広報誌の発行 ○インターネットやFAX等を通じた、組合員等利用者への情報提供
 店舗体制	○本所金融店舗 ○生産資材店舗(JA伊達グリーンセンター) ○農業機械センター ○くみあいマーケット本店

5. リスク管理の状況

■ リスク管理体制

[リスク管理基本方針]

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローndリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策(マネロン等対策)の重要性はこれまでに高く高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

独占禁止法・下請法に違反する行為又は違反する恐れのある行為は行いません。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む。)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。

不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。

また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。

運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。

事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。

また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ 内部監査の体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、課題の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの全ての部署を対象とし、内部監査計画に基づき実施しています。

監査結果は代表理事組合長・理事会及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。

■ 法令遵守の体制(コンプライアンスの取組みについて)

○基本方針

当JAは昭和23年の創業以来「JAとして社会の望むこと及び時代の要請に応じた業務活動を通じて、地域経済・社会の発展に寄与し公共的使命と社会的責任を全うしていく」ことを基本理念に掲げこの基本理念を実現していくことが社会的責任を全うすることと考えております。

一方、利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

関係法令をはじめとして、定款、規約、組織内部の各種規程・要領・手続等を遵守することは社会の公器であることから、当JAとしてはそれらの遵守を役職員一人一人の最低限の義務と考えております。

このため、コンプライアンス(法令等遵守)を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

●運営体制

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス推進担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「お客様相談室」を設置しています。

また、以下に掲げた具体策等を通じ、法令遵守の取組体制の強化を図っています。

- ・ 員外理事・監事の登用
- ・ 学経理事・監事の登用
- ・ 理事会・監事の業務監視機能による相互牽制体制
- ・ 顧問弁護士との契約
- ・ 融資審査体制の整備
- ・ 内部審査室の設置
- ・ 法令専担者の配置
- ・ 朝礼・企画会議等での組合長からの訓示
- ・ 役職員の法務研修派遣の実施
- ・ 法令等の内部勉強会の実施

金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な内容に努め、苦情等の解決を図ります。
当JAの苦情等受付窓口(電話:0142-23-2181(月～金 9時から17時))

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

札幌弁護士会紛争解決センター(電話:011-251-7730)

①の窓口またはJAバンク相談所(一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所)にお申し出ください。なお、札幌弁護士会紛争解決センターに直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

・共済事業

(一社) 日本共済協会 共済相談所(電話:03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財) 日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

(公財) 交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。
①の窓口にお問い合わせください。

6. 自己資本の状況

① 自己資本比率の充実

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和7年2月末における自己資本比率は、16.23%となりました。

② 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資による資本調達を行っております。

・普通出資による資本調達額 603百万円(前年度606百万円)

○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	伊達市農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本にかかる基礎的項目に算入した額	603百万円

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

なお、自己資本の充実に関する詳細は、「V 自己資本の充実の状況」に記載しております。

Ⅱ. 業 績 等

1. 直近の事業年度における事業の概況

昨年は、能登半島の地震と豪雨被災、大雨・台風などの自然災害や気候変動による生育障害、品質低下など農業に大きな影響を及ぼしました。また、未だに解決が見えないウクライナ情勢から国際情勢は不安定な状況が続き、資源高騰と円安による燃油・肥料・飼料などの高止まりは持続的発展を目指す地域農業にとって困難な状況となっております。

食料・農業・農村を取り巻く環境が大きく変化する中、持続可能な食料供給基盤が確立できるよう、麦・大豆・飼料作物等の生産拡大や、国内産の転換に向けた産地の育成強化、将来の生産者の減少に備えた農業構造の確立、合理的な価格形成と国民理解の醸成など、実効性のある新たな「食料・農業・農村基本計画」が求められております。

また、農畜産物の安定生産が期待される中、端境期に各地での米の買い占めや品薄から相場が高騰し、新米の流通後においても備蓄米放出に至るなど国民の不信感が大きく膨らむ一方、食料安全保障に対しての関心が高まってきており、付加価値の高い農畜産物の生産やスマート農業を活用した省力化、耕畜連携など地域資源の有効活用、共同輸送や物流効率化等、様々な検討や取り組みをＪＡ北海道大会決議に基づき実現に努めているところです。

管内の営農状況については、６年度においても高温により各作物の生育生産に大きな影響を及ぼしました。野菜についてはブロッコリー、トマトなどの重点品目が病害虫発生で収穫量と品質低下を招き、他品目と畑作物についても同様に影響を受けました。特にてん菜では、生産費が上昇している中で収量・産糖量が低迷しており、新たな栽培技術の確立が求められることとなりました。酪農畜産においては、生乳の需給調整が緩和されましたが生乳の生産量が減少となり、安定的であった個体価格も軟調で推移するなど総じて厳しい年で終わることとなりました。

農協事業においては、対処すべき課題としていた不採算部門の収支改善に取り組んでまいりました。生活事業は改修投資や損益試算などからホクレンとの協同運営方式を凍結し、自力営業で収支改善を図るとしておりましたが、消費者物価の上昇に伴う生活防衛意識の高まりと市内外競合店の価格攻勢もあり計画から大きく下回る結果となりました。また、このことは価格競争の影響だけではなく、体制面と戦略の実践が不十分であったなど反省すべき点も多く、今後、運営体制の改革を進めるとともに７年度計画の目標進捗を注視し、生活事業のあり方について判断してまいります。販売事業につきましては、農業所得

増大の取組みにより重点品目の伸長を目指しましたが、高温障害と病害虫により作付面積が減少し、将来に課題を残すこととなりましたので、今後も暑熱対策や営農技術情報、講習会などの充実を図り7年度に繋いでまいります。

また、高収益作物として甘藷(サツマイモ)の本格栽培にあたっては、生産者採苗の取組みや作業機械での省力化、系統組織を通じた生食用海外輸出と市場向け販売、加工用原料サンプル提供など産地化に向けた取り組みを前進させることができました。

各事業別の事業総利益については、農産で132.3%、青果で93.4%、酪農畜産においては105.9%、信用事業が117.3%、共済事業103.5%と計画を上回りました。購買事業については、生産資材では97.0%と苦戦しましたが給油・整備で103.1%と本年度も堅調に推移し計画を上回りました。生活事業においては、大きく低迷し計画比74.0%の結果となりました。

総体の事業総利益では、計画比99.9%の824,663千円、事業管理費は計98.0%の788,477千円となり総体の事業利益計画を達成することが出来ました。また、自己資本比率については利益剰余金含め16.23%となり財務基盤強化が図られています。

決算については事業利益で36,186千円、当期末処分剰余金は65,548千円となりました。剰余金処分については利益準備金と購買品供給高を基本に事業分量配当のご提案を申し上げます。

組合員の皆様には、事業執行に対しましてご支援ご協力賜りましたことに深く感謝申し上げます。今後とも農協事業へご協力賜ります様お願い申し上げます令和6年度の事業概要報告と致します。

2. 最近5年間の主要な経営指標

(単位:百万円、人、%)

	6年度	5年度	4年度	3年度	2年度
経 常 収 益	3,785	3,783	3,639	4,673	4,502
信用事業収益	142	141	132	149	155
共済事業収益	80	78	79	85	79
農業関連事業収益	2,530	2,441	2,366	3,232	2,955
生活その他事業	984	989	1,000	1,153	1,249
営農指導事業	49	134	62	54	64
経 常 利 益	67	64	42	67	56
当 期 剰 余 金 (注)	66	61	65	59	62
出 資 金	603	606	606	600	596
出 資 口 数	1,206,255口	1,212,208口	1,213,265口	1,200,028口	1,192,367口
純 資 産 額	1,684	1,637	1,593	1,532	1,479
総 資 産 額	21,175	21,305	21,038	21,647	22,239
貯 金 等 残 高	18,407	18,480	18,172	18,952	19,682
貸 出 金 残 高	3,601	3,719	3,850	3,847	4,120
有 価 証 券 残 高	0	0	0	0	0
剰 余 金 配 当 金 額	10	5	5	5	5
出 資 配 当 の 額	0	0	0	0	0
事業利用分量配当の額	10	5	5	5	5
職 員 数	73人	75人	78人	81人	84人
単 体 自 己 資 本 比 率	16.23%	16.16%	15.52%	15.31%	14.70%

注1) 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

注2) 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

3. 決算関係書類(2期分)

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	6年度	5年度	科 目	6年度	5年度
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
1 信用事業資産	17,842,467	18,019,892	1 信用事業負債	18,469,760	18,537,125
(1) 現金	119,761	155,169	(1) 貯金	18,406,956	18,480,258
(2) 預金	14,076,289	14,114,117	(2) 借入金	4,296	12,182
系統預金	13,915,537	13,920,439	(3) その他の信用事業負債	58,508	44,685
系統外預金	160,752	193,678	未払費用	3,157	1,580
(3) 有価証券	0	0	その他の負債	55,351	43,105
国債	0	0	(4) 睡眠貯金払戻損失引当金	0	0
地方債	0	0	(5) 債務保証	0	0
政府保証債	0	0	2 共済事業負債	93,819	81,893
金融債	0	0	(1) 共済借入金	0	0
(4) 貸出金	3,600,938	3,719,349	(2) 共済資金	63,676	51,276
(5) その他の信用事業資産	72,160	66,364	(3) 共済未払利息	0	0
未収収益	68,673	62,633	(4) 未経過共済付加収入	29,892	30,441
その他の資産	3,487	3,731	(5) 共済未払費用	251	176
(6) 債務保証見返	0	0	(6) その他の共済事業負債	0	0
(7) 貸倒引当金	△ 26,681	△ 35,107	3 経済事業負債	602,248	649,595
2 共済事業資産	21	164	(1) 支払手形	0	0
(1) 共済貸付金	0	0	(2) 経済事業未払金	601,619	649,043
(2) 共済未収利息	0	0	(3) 経済受託債務	0	552
(3) その他の共済事業資産	21	164	(4) その他の経済事業負債	629	0
(4) 貸倒引当金	0	0			
3 経済事業資産	951,707	970,611	4 設備借入金	136,847	161,058
(1) 受取手形	0	767	5 雑負債	84,636	134,819
(2) 経済事業未収金	628,910	655,273	(1) 未払法人税等	5,136	5,758
(3) 経済受託債権	0	0	(2) リース債務	3,816	5,724
(4) 棚卸資産	319,777	305,372	(3) 保険特別勘定	0	30,184
購買品	305,523	289,016	(4) その他の負債	75,684	93,153
販売品	2,008	518	6 諸引当金	103,962	103,381
その他の棚卸資産	12,246	15,838	(1) 賞与引当金	22,773	21,529
(5) その他の経済事業資産	3,816	11,908	(2) 退職給付引当金	48,511	51,938
(6) 貸倒引当金	△ 796	△ 2,709	(3) 役員退職慰労引当金	29,204	26,486
4 雑資産	88,090	84,477	(4) ボイントカード引当金	3,474	3,428
(1) 組勘未決済勘定	14,951	21,539	7 繰延税金負債	0	0
(2) その他の雑資産	73,164	63,062	8 再評価に係る繰延税金負債	0	0
(3) 貸倒引当金	△ 25	△ 124			
5 固定資産	1,418,975	1,418,189	負 債 の 部 合 計	19,491,272	19,667,871
(1) 有形固定資産	1,415,341	1,413,169	(純 資 産 の 部)		
建物	1,571,160	1,564,603	1 組合員資本	1,678,143	1,632,472
機械装置	549,473	541,002	(1) 出資金	603,127	606,104
土地	1,048,304	1,048,304	(2) 回転出資金	0	0
リース資産	0	0	(3) 資本準備金	0	0
建設仮勘定	0	0	(4) 利益剰余金	1,083,664	1,032,119
その他の有形固定資産	503,946	486,522	利益準備金	687,157	667,157
減価償却累計額	△ 2,257,542	△ 227,262	健全経営積立金	200,000	200,000
(2) 無形固定資産	3,634	5,020	金融基盤強化積立金	20,000	20,000
リース資産	0	0	税効果積立金	30,959	33,656
その他の無形固定資産	3,634	5,020	固定資産等リスク準備積立金	80,000	50,000
6 外部出資	844,609	779,650	当期末処分剰余金	65,548	61,306
(1) 外部出資	844,609	779,650	(うち当期剰余金)	56,544	51,437
系統出資	817,574	753,734	(5) 処分未済持分	△ 8,648	△ 5,751
系統外出資	27,035	25,916	2 評価・換算差額等	5,363	4,554
子会社等出資	0	0	(1) その他有価証券評価差額金	5,363	4,554
(2) 外部出資等損失引当金	0	0	(2) 土地再評価差額金	0	0
7 前払年金費用	0	0	純 資 産 の 部 合 計	1,683,506	1,637,026
8 繰延税金資産	28,909	31,914			
9 再評価にかかる繰延税金資産	0	0			
10 繰延資産	0	0			
資 産 の 部 合 計	21,174,778	21,304,897	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	21,174,778	21,304,897

損益計算書

(単位：千円)

科 目	6年度	5年度	科 目	6年度	5年度
1 事業総利益	824,663	823,054	(9) 販売事業収益	516,062	454,495
(1) 信用事業収益	141,662	141,237	販売品販売高	150,072	108,859
資金運用収益	119,669	114,361	販売手数料	120,837	114,828
(うち預金利息)	4,944	271	その他の収益	245,153	230,808
(うち受取奨励金)	54,098	52,478	(10) 販売事業費用	296,583	248,089
(うち有価証券利息)	0	0	販売品供給原価	142,493	102,974
(うち貸出金利息)	60,627	61,612	販売費	0	0
(うちその他受入利息)	0	0	その他の費用	154,090	145,115
役務取引等収益	6,783	6,863	(うち貸倒引当金繰入額)	0	4
その他事業直接収益	0	0	(うち貸倒引当金戻入益)	△ 458	0
その他経常収益	15,210	20,013	(うち貸倒損失)	0	0
(2) 信用事業費用	22,890	29,619	販売事業総利益	219,479	206,406
資金調達費用	5,924	3,481	(11) 利用事業収益	31,034	29,494
(うち貯金利息)	5,847	3,129	(12) 利用事業費用	9,899	10,271
(うち給付補填備金繰入)	28	44	利用事業総利益	21,135	19,223
(うち借入金利息)	48	309	(13) 営農指導事業収入	48,962	133,926
(うちその他支払利息)	0	0	(14) 営農指導事業支出	32,844	117,483
役務取引等費用	2,640	2,645	(うち貸倒引当金繰入額)	0	0
その他事業直接費用	0	0	営農指導収支差額	16,118	16,443
その他経常費用	14,326	23,493	2 事業管理費	788,477	790,275
(うち貸倒引当金繰入額)	0	1,962	(1) 人件費	529,181	533,408
(うち貸倒引当金戻入益)	△ 8,426	0	(2) 業務費	53,818	51,941
(うち貸出金償却)	0	0	(3) 諸税負担金	26,538	26,730
信用事業総利益	118,772	111,618	(4) 施設費	175,908	173,881
(3) 共済事業収益	80,146	78,462	(5) その他事業管理費	3,032	4,315
共済付加収入	76,029	75,202	事業利益	36,186	32,779
共済貸付金利息	0	0	3 事業外収益	49,323	48,249
その他の収益	4,117	3,260	(1) 受取雑利息	206	188
(4) 共済事業費用	2,492	2,338	(2) 受取出資配当金	9,125	8,748
共済借入金利息	0	0	(3) 賃貸料	33,749	33,768
共済推進費	108	257	(4) 貸倒引当金戻入益 (事業外)	0	0
共済保全費	1,778	1,693	(5) 償却債権取立益	0	0
その他の費用	606	388	(6) 雑収入	6,243	5,545
(うち貸倒引当金繰入額)	0	0	4 事業外費用	18,901	17,132
(うち貸倒引当金戻入益)	0	0	(1) 支払雑利息	1,039	1,208
(うち貸出金償却)	0	0	(2) 貸倒損失	0	0
共済事業総利益	77,654	76,124	(3) 寄付金	15	15
(5) 購買事業収益	1,983,054	1,956,939	(4) 貸倒引当金繰入額 (事業外)	0	0
購買品供給高	1,871,377	1,831,920	(4) 貸倒引当金戻入益 (事業外)	△ 99	△ 35
購買手数料	13,041	13,261	(5) 雑損失	17,946	15,944
修理サービス料	62,398	62,964	経常利益	66,608	63,896
その他の収益	36,238	48,794	5 特別利益	34,604	37,431
(6) 購買事業費用	1,675,640	1,650,644	(1) 固定資産処分益	0	0
購買品供給原価	1,649,648	1,619,444	(2) 一般補助金	4,420	0
購買品配達費	6,001	7,859	(3) 保険差益	30,184	37,431
修理サービス費	0	0	(4) その他の特別利益	0	0
その他の費用	19,991	23,341	6 特別損失	34,987	37,485
(うち貸倒引当金繰入額)	0	0	(1) 固定資産処分損	183	6,048
(うち貸倒引当金戻入益)	△ 1,366	△ 855	(2) 固定資産圧縮損	34,604	1,253
(うち貸倒損失)	0	0	(3) 減損損失	0	0
購買事業総利益	307,414	306,295	(4) 外部出資評価損	0	0
(7) 購買事業 (生活その他) 収益	983,938	988,856	(5) 保険特別勘定繰入損	0	30,184
店舗購買品供給高	953,695	960,368	(6) その他の特別損失	200	0
店舗購買手数料	16,121	16,810	税引前当期利益	66,225	63,842
その他の収益	14,122	11,678	法人税・住民税及び事業税	6,985	7,533
(8) 購買事業費用	919,847	901,911	法人税等調整額	2,696	4,872
店舗購買品供給原価	785,816	777,208	法人税等合計	9,681	12,405
その他の費用	134,031	124,703	当期剰余金 (又は当期損失金)	56,544	51,437
(うち貸倒引当金繰入額)	0	4	当期首繰越剰余金 (又は当期首繰越損失金)	6,308	6,478
(うち貸倒引当金戻入益)	△ 89	0	会計方針の変更による累積的影響額	0	0
(うち貸倒損失)	0	0	過去の誤謬の訂正による累積的影響額	0	0
(うち貸倒損失)	0	0	遡及処理後当期首繰越剰余金	0	0
購買事業 (生活その他) 総利益	64,091	86,945	目的積立金取崩額	2,696	3,391
			当期未処分剰余金	65,548	61,306

■ 剰余金処分計算書

(単位：千円、%)

科 目	6年度	5年度
1 当期末処分剰余金	65,548	61,306
2 任意積立金取崩額	0	0
3 剰余金処分額	59,999	54,998
(1) 利益準備金	20,000	20,000
(2) 任意積立金	30,000	30,000
健全経営積立金	0	0
税効果積立金	0	0
固定資産等リスク準備積立金	30,000	30,000
(3) 出資配当金	0	0
(4) 事業分量配当金	9,999	4,998
4 次期繰越剰余金	5,549	6,308

注) 1. 出資配当金の配当率は、次のとおりです。

6年度	0	5年度	0
-----	---	-----	---

2. 次期繰越剰余金には営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための以下の繰越額が含まれています。

6年度	5,549	5年度	6,308
-----	-------	-----	-------

3. 任意積立金における目的積立金の積み立て目的及び積立目標額、取崩基準等は以下のとおりです。

種類	積立目的	積立目標金額	取崩基準
金融基盤強化積立金	経済のソフト化、金融の自由化に伴う金融競争激化に対して、競争力のある農協金融事業の確立し、組合の事業の改善発達に資するため次の支出が発生した場合に対処するために積立をする。 ①電子計算機、現金自動支払機等の機器の購入、配置等に係わる支出 ②上記の機器に係わるソフトウェアの開発、購入に係わる支出 ③信用事業の機械化店舗の設置に係わる支出 ④信用事業に係るマーケティング調査に係る支出 ⑤金利変動リスクに対応する支出 ⑥上記①～⑤までに類する支出 ⑦将来の信用リスクに対する財源確保	20,000,000円	①積立目的の①～⑥の事由が発生したときは、理事会に付議をしたうえで取り崩すものとする。 ②将来の信用リスクに対する財源確保のために次に掲げる事由により不健全債権が発生し、直接償却もしくは間接償却を行った場合は理事会に付議をしたうえで取り崩すものとする。 1) 経済情勢の悪化 2) 農業情勢の悪化 3) 債権者に係る不慮の災害・事故の発生 4) その他上記(1)～(3)に類する事由
健全経営積立金	本組合の経営改善に必要な営農振興対策、固定資産処分損、施設の修繕臨時損失、各種引当金の発生に備えて積立をする	200,000,000円	積立目的の事由が発生した時は、理事会に付議したうえで取り崩すものとする。
税効果積立金	繰延税金資産の取崩しに伴う支出に充てるために積み立てる。	繰延税金資産と同額	目的を達するための支出に対して、理事会に付議したうえで取り崩す。
固定資産等リスク準備積立金	固定資産に係る減損損失等、将来的リスクに備えることを目的として積み立てる。	200,000,000円	目的に照らし合理的な金額を限度として、理事会に付議したうえで取り崩す。

令和5年度 注 記 表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

〔市場価格のない株式等以外のもの〕

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

〔市場価格のない株式等〕

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 購買品 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 販売品 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

③ その他の棚卸資産（貯蔵品）精液は個別による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）店舗包装資材等は、最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物は定額法）を採用しています。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法。

なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準により、つぎのとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権、及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領および自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ ポイント引当金

Aコープにおいて、販売促進を目的とするポイント制度に基づき組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来発生する（又は使用される）と見込まれる額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

① 収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

- ・ 購買事業（農業関連・生活その他）

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

- ・ 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

- ・ 利用事業

乾燥調製施設・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借処理に準じた会計処理によっております。

(7) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(8) 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しております。

(9) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

③ 共同計算について

共同計算の会計処理については、共同計算販売勘定の借方に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上し、共同計算販売勘定の貸方に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しており、年度末の共同計算販売勘定の残高は、貸借対照表の経済受託債権に計上しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前）33,656千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、第9次中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。

よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 ありません

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、第9次中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金37,941千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ 算定方法

「重要な会計方針」のうち「引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

ロ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

ハ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(4) 買取豆の在庫評価

①当事業年度の計算書類の計上の基礎とした金額 ありません

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

素俵の時価評価については、期末棚卸資産が最終仕入価格で取得されており、期間損益計算上、弊害がないため最終仕入原価法を採用し、金額を正味売却価額として算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な相場の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表関係

(1) 資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は888,698千円であり、その内訳はつぎのとおりです。

建物 321,097千円、構築物 19,797千円、機械装置 546,205千円、器具備品 1,599千円

(2) 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事および監事に対する金銭債権の総額 3,296 千円

理事および監事に対する金銭債務の総額 ありません

なお、注記すべき金銭債権・金銭債務は、農協法35条の2第2項の規定により理事会の承認が必要とされる取引を想定しており、以下の取引は除いて記載しております。

イ 金銭債権については、総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金（担保とされた貯金総額を超えないものに限る）、その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ロ 金銭債務については、貯金、共済契約その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ハ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。）の給付

(3) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額

① 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は84,574千円、危険債権額は195,912千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

② 債権のうち、三月以上延滞債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

③ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額（①及び②の合計額）は280,486千円です。なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員などへ貸付け、残った余裕金を北海道信用農業協同組合連合会へ預けているほか、また、設備投資費用の一部について借入を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主として組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、設備借入金は、本店店舗増改修・資材店舗改修・本事務所本店土地購入・トマト選果機施設等の固定資産取得に係わる北海道信用農業協同組合連合会からの借入金です。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスクの管理

個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、融資審査課が与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券及び満期保有目的に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.5%上昇したものと想定した場合には、経済価値が15,077千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	14,114,117	14,106,330	△ 7,787
貸出金	3,719,349		
貸倒引当金 (*1)	△ 35,107		
貸倒引当金控除後	3,684,241	3,747,627	63,385
経済事業未収金	655,273		
貸倒引当金 (*2)	△ 2,709		
貸倒引当金控除後	652,563	652,563	0
外部出資	7,647	7,647	0
資産計	18,458,569	18,514,167	55,598
貯金	18,480,258	18,472,420	△ 7,838
借入金 (*3)	173,240	174,136	869
経済事業未払金	648,574	648,574	0
負債計	19,302,072	19,295,130	△ 6,969

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) 借入金には、貸借対照表上別に計上している設備借入金161,058千円を含めております。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、OIS（金利スワップ取引の一種で、変動金利として一定期間の翌日物金利の加重平均（複利計算）と約定時に定めた固定金利を交換するもの）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ 有価証券及び外部出資

上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

ハ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

ニ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

イ 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ 借入金および設備借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ハ 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

- ③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

貸借対照表計上額 (単位：千円)

外部出資 772,003

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	14,114,118	0	0	0	0	0
貸出金 (*1, 2)	905,916	319,239	290,437	252,824	215,549	1,669,991
経済事業未収金 (*3)	654,980	0	0	0	0	0
合計	15,675,014	319,239	290,437	252,824	215,549	1,669,991

(*1) 貸出金のうち、当座貸越127,968千円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めております。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等65,393千円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

(*3) 経済事業未収金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等1,038千円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金 (*1)	17,474,554	486,586	390,803	89,721	38,594	0
借入金	8,302	1,220	1,220	720	720	0
設備借入金	117,542	10,878	10,878	10,878	10,882	0
合計	17,600,398	498,684	402,901	101,319	50,196	0

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しております。

5. 有価証券関係

有価証券には「外部出資」に含まれる株式が含まれております。

(1) 有価証券の時価、評価差額に関する事項

その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式	1,351	(7,647)
			(6,295)

なお、上記評価差額から繰延税金負債1,741千円を差し引いた額4,554千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 有価証券の減損処理の状況

事業再建のため、新たなグループ会社へ事業譲渡されたが、株式の譲渡が行われなかったものについて備忘価格1円を残しておりましたが、評価損失処理を行っています。

当初取得価格

クレードル興農(株) 13,983

6. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、J A全国共済会との契約によるJ A退職金給付制度を採用しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	△ 61,760 千円	
①退職給付費用	△ 33,920 千円	
②退職給付の支払額	19,554 千円	
③特定退職金共済制度への拠出金	24,188 千円	
調整額合計	9,822 千円	①～③の合計
期末における退職給付債務	△ 51,938 千円	期首+調整額

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

① 退職給付債務	△ 473,320 千円	
② 特定退職金共済制度（J A全国共済会）	421,382 千円	
③ 未積立退職給付債務	△ 51,938 千円	①+②
④ 貸借対照表計上額純額	△ 51,938 千円	③
⑤ 退職給付引当金	△ 51,938 千円	

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

① 勤務費用	33,920 千円
② 臨時に支払った割増退職金	4,304 千円
合計	38,224 千円

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金7,395千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、66,032千円となっています。

7. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	7,016 千円
賞与引当金	5,955 千円
退職給付引当金	14,366 千円
減損損失否認額	112,515 千円
その他	9,708 千円
繰延税金資産小計	149,560 千円
評価性引当額	△ 115,904 千円
繰延税金資産合計 (A)	33,656 千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 1,741 千円
繰延税金負債合計 (B)	△ 1,741 千円
繰延税金資産の純額 (A)+(B)	31,914 千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異

法定実効税率	27.66%
(調 整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.36%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.87%
事業分量配当金	△2.17%
住民税均等割・事業税率差異等	0.53%
各種税額控除等	△0.26%
評価性引当額の増減	△4.87%
そ の 他	0.05%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.43%

8. 賃貸等不動産関係

伊達市その他の地域において、賃貸商業施設を所有しております。令和5年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は21,566千円（賃貸収益は賃貸料に、主な賃貸費用は雑損失に計上）です。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりです。

(単位：千円)

貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
513,708	△2,445	511,263	436,343

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注2) 当期増減額のうち、主な減少額は減価償却費(2,445千円)です。

(注3) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自J Aで算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)です。

9. 収益認識に関する注記

(1) 収益認識を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

令和6年度 注 記 表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

〔市場価格のない株式等以外のもの〕

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

〔市場価格のない株式等〕

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 購買品 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 販売品 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

③ その他の棚卸資産（貯蔵品）精液は個別による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）店舗包装資材等は、最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物は定額法）を採用しています。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法。

なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準により、つぎのとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権、及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領および自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ ポイント引当金

Aコープにおいて、販売促進を目的とするポイント制度に基づき組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来発生する（又は使用される）と見込まれる額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

① 収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

・ 購買事業（農業関連・生活その他）

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・ 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・ 利用事業

乾燥調製施設・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借処理に準じた会計処理によっております。

(7) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(8) 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しております。

(9) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

③ 共同計算について

共同計算の会計処理については、共同計算販売勘定の借方に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上し、共同計算販売勘定の貸方に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しており、年度末の共同計算販売勘定の残高は、貸借対照表の経済受託債権に計上しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前）30,959千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、第9次中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。

よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

- ①当事業年度の計算書類に計上した金額 ありません
- ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。
減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。
固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、第9次中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。
これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

- ①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金27,502千円
- ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
イ 算定方法
「重要な会計方針」のうち「引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。
ロ 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
ハ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(4) 買取豆の在庫評価

- ①当事業年度の計算書類の計上の基礎とした金額 ありません
- ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
素俵の時価評価については、期末棚卸資産が最終仕入価格で取得されており、期間損益計算上、弊害がないため最終仕入原価法を採用し、金額を正味売却価額として算出しております。
これらの仮定は将来の不確実な相場の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表関係

(1) 資産に係る圧縮記帳額

- 国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は923,303千円であり、その内訳はつぎのとおりです。
- | | | | | | | | |
|----|------------|-----|-----------|------|------------|------|----------|
| 建物 | 329,792千円、 | 構築物 | 19,797千円、 | 機械装置 | 550,625千円、 | 器具備品 | 23,089千円 |
|----|------------|-----|-----------|------|------------|------|----------|

(2) 役員に対する金銭債権・債務の総額

- | | |
|--------------------|----------|
| 理事および監事に対する金銭債権の総額 | 3,751 千円 |
| 理事および監事に対する金銭債務の総額 | ありません |
- なお、注記すべき金銭債権・金銭債務は、農協法35条の2第2項の規定により理事会の承認が必要とされる取引を想定しており、以下の取引は除いて記載しております。
- イ 金銭債権については、総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金（担保とされた貯金総額を超えないものに限る）、その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの
 - ロ 金銭債務については、貯金、共済契約その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの
 - ハ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。）の給付

(3) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額

- ① 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は72,580千円、危険債権額は195,366千円です。
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

② 債権のうち、三月以上延滞債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

③ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額（①及び②の合計額）は267,946千円です。なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員などへ貸付け、残った余裕金を北海道信用農業協同組合連合会へ預けているほか、また、設備投資費用の一部について借入を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主として組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、設備借入金は、本店店舗増改修・資材店舗改修・本事務所本店土地購入・トマト選果機施設等の固定資産取得に係わる北海道信用農業協同組合連合会からの借入金です。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスクの管理

個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、融資審査課が与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券及び満期保有目的に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.5%上昇したものと想定した場合には、経済価値が26,397千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	14,076,289	14,042,064	△ 34,225
貸出金	3,600,938		
貸倒引当金 (*1)	△ 26,681		
貸倒引当金控除後	3,574,257	3,590,876	16,619
経済事業未収金	628,910		
貸倒引当金 (*2)	△ 796		
貸倒引当金控除後	628,114	628,114	0
外部出資	8,765	8,765	0
資産計	18,287,425	18,269,819	△ 17,606
貯金	18,406,955	18,375,129	△ 31,827
借入金 (*3)	141,143	139,973	△ 1,170
経済事業未払金	601,619	601,619	0
負債計	19,149,718	19,116,721	△ 6,969

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) 借入金には、貸借対照表上別に計上している設備借入金161,058千円を含めております。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、OIS（金利スワップ取引の一種で、変動金利として一定期間の翌日物金利の加重平均（複利計算）と約定時に定めた固定金利を交換するもの）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ 有価証券及び外部出資

上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

ハ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によります。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

ニ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

イ 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ 借入金および設備借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ハ 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

- ③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

貸借対照表計上額 (単位：千円)

外部出資 835,844

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	14,076,289	0	0	0	0	0
貸出金 (*1, 2)	858,499	312,858	277,871	243,041	219,927	1,623,468
経済事業未収金 (*3)	628,657	0	0	0	0	0
合計	15,563,445	312,858	277,871	243,041	219,927	1,623,468

(*1) 貸出金のうち、当座貸越111,337千円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めております。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等65,393千円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

(*3) 経済事業未収金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等1,038千円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金 (*1)	17,480,466	377,036	359,609	33,700	156,145	0
借入金	1,636	1,220	720	720	0	0
設備借入金	24,211	24,211	24,211	24,215	13,333	26,666
合計	17,506,313	402,467	384,540	58,635	169,478	26,666

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しております。

5. 有価証券関係

有価証券には「外部出資」に含まれる株式が含まれております。

(1) 有価証券の時価、評価差額に関する事項

その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

種類		取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式	1,351	(8,765)	(7,414)

なお、上記評価差額から繰延税金負債2,051千円を差し引いた額5,363千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

6. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、J A全国共済会との契約によるJ A退職金給付制度を採用しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	△ 51,938 千円	
①退職給付費用	△ 28,126 千円	
②退職給付の支払額	8,550 千円	
③特定退職金共済制度への拠出金	23,002 千円	
調整額合計	3,426 千円	①～③の合計
期末における退職給付債務	△ 48,511 千円	期首+調整額

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

① 退職給付債務	△ 473,320 千円	
② 特定退職金共済制度（J A全国共済会）	424,809 千円	
③ 未積立退職給付債務	△ 48,511 千円	①+②
④ 貸借対照表計上額純額	△ 48,511 千円	③
⑤ 退職給付引当金	△ 48,511 千円	

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

① 勤務費用	28,126 千円
② 臨時に支払った割増退職金	0 千円
合計	28,126 千円

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金7,395千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、59,841千円となっています。

7. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	4,292 千円
賞与引当金	6,299 千円
退職給付引当金	13,418 千円
減損損失否認額	107,856 千円
その他	10,431 千円
繰延税金資産小計	142,296 千円
評価性引当額	△ 111,337 千円
繰延税金資産合計 (A)	30,959 千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 2,051 千円
繰延税金負債合計 (B)	△ 2,051 千円
繰延税金資産の純額 (A)+(B)	28,909 千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.45%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.87%
事業分量配当金	4.18%
住民税均等割・事業税率差異等	0.52%
各種税額控除等	△1.1%
評価性引当額の増減	△6.9%
その他	0.04%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.62%

8. 賃貸等不動産関係

伊達市その他の地域において、賃貸商業施設を所有しております。令和5年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は21,566千円（賃貸収益は賃貸料に、主な賃貸費用は雑損失に計上）です。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりです。

(単位：千円)

貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
511,263	△ 2,445	508,818	428,266

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

(注2) 当期増減額のうち、主な減少額は減価償却費(2,445千円)です。

(注3) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自J Aで算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)です。

9. 収益認識に関する注記

(1) 収益認識を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

■ キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和5年度
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益（又は税引前当期損失）	66,224	63,841
減価償却費	52,901	53,595
減損損失	0	0
役員退任慰労引当金の増加額(△は減少)	2,718	△ 2,991
貸倒引当金の増加額(△は減少)	△ 10,438	1,079
賞与引当金の増加額(△は減少)	1,244	△ 548
退職給付引当金の増加額(△は減少)	△ 3,426	△ 9,822
その他引当金の増減額(△は減少)	0	0
信用事業資金運用収益	△ 119,669	△ 114,361
信用事業資金調達費用	5,923	3,481
共済貸付金利息	0	0
共済借入金利息	0	0
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 9,331	△ 8,935
支払雑利息	1,039	1,207
有価証券関係損益(△は益)	0	0
固定資産売却損益(△は益)	△ 3,124	△ 2,723
固定資産除去損	3,306	8,771
固定資産圧縮損	34,604	1,252
一般補助金	△ 34,604	0
外部出資関係損益(△は益)	0	0
その他損益	0	0
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増(△)減	124,997	133,959
預金の純増(△)減	△ 225,000	△ 2,840
貯金の純増減(△)	△ 73,302	308,122
信用事業借入金の純増減(△)	△ 7,886	△ 14,595
その他の信用事業資産の純増(△)減	△ 1,249	3,455
その他の信用事業負債の純増減(△)	12,325	△ 6,723
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増(△)減	0	0
共済借入金の純増減(△)	0	0
共済資金の純増減(△)	12,399	10,511
未経過共済付加収入の純増減(△)	△ 549	△ 498
その他の共済事業資産の純増(△)減	143	183
その他の共済事業負債の純増減(△)	74	58
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減	27,147	44,701
経済受託債権の純増(△)減	0	0
棚卸資産の純増(△)減	△ 14,405	11,096
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	△ 46,954	△ 68,135
経済受託債務の純増減(△)	0	△ 391
その他経済事業資産の純増(△)減	8,074	11,585
その他経済事業負債の純増減(△)	△ 391	581
(その他の資産及び負債の増減)		
未払消費税等の増減額(△)	0	0
その他の資産の純増(△)減	△ 10,101	9,553
その他の負債の純増減(△)	△ 48,297	24,817
信用事業資金運用による収入	115,122	114,180
信用事業資金調達による支出	△ 4,380	△ 3,941
共済貸付金利息による収入	0	0
共済借入金利息による支出	0	0
事業の利用分量に対する配当金の支払額	△ 4,997	△ 5,000
小 計	△ 149,862	563,278

雑利息及び出資配当金の受取額	9,331	8,935
雑利息の支払額	△ 1,039	△ 1,207
法人税等の支払額	△ 7,607	△ 4,326
過年度遡及会計適用による影響額	0	0
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 149,177	566,679
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	0	0
有価証券の売却による収入	0	0
有価証券の償還による収入	0	0
補助金の受入による収入	34,604	1,252
固定資産の取得による支出	△ 91,598	△ 29,091
固定資産の売却による収入	3,124	2,723
外部出資による支出	0	0
外部出資の売却等による収入	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 53,870	△ 25,114
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
経済事業借入金の借入による収入	0	0
経済事業借入金の返済による支出	0	△ 24,211
出資の増額による収入	6,223	14,169
出資の払戻による支出	△ 9,601	△ 13,250
持分の譲渡による収入	5,750	2,324
持分の取得による支出	△ 9,511	△ 2,324
出資配当金の支払額	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 7,138	△ 23,291
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
5 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	△ 210,185	518,272
6 現金及び現金同等物の期首残高	956,336	438,063
7 現金及び現金同等物の期末残高	658,099	956,336

■ 部門別損益計算書
【令和5年度】

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	3,783,409	141,237	78,462	2,440,928	988,856	133,926	
事業費用 ②	2,960,355	29,619	2,338	1,909,004	901,911	117,483	
事業総利益③ (①－②)	823,054	111,618	76,124	531,924	86,945	16,443	
事業管理費④	790,275	73,394	42,735	511,456	129,099	33,591	
うち人件費	533,408	62,516	37,119	341,409	62,166	30,198	
うち業務費	51,941	5,361	2,426	33,084	9,436	1,634	
うち諸税負担金	26,730	1,159	624	16,544	8,091	312	
うち施設費	173,881	3,957	2,313	117,585	48,697	1,329	
(うち減価償却費⑤)	53,595	1,357	360	47,191	4,239	448	
※うち共通管理費等⑥		18,103	11,413	126,333	31,617	5,321	△ 192,787
(うち減価償却費⑦)		469	296	3,275	820	138	△ 4,998
事業利益 ⑧ (③－④)	32,779	38,224	33,389	20,468	△ 42,154	△ 17,148	
事業外収益 ⑨	48,249	4,521	2,850	31,653	7,895	1,330	
うち共通分 ⑩		4,521	2,850	31,546	7,895	1,329	△ 48,141
事業外費用 ⑪	17,132	2,128	949	10,961	2,652	442	
うち共通分 ⑫		1,505	949	10,504	2,629	442	△ 16,029
経常利益 ⑬ (⑧＋⑨－⑪)	63,896	40,617	35,290	41,160	△ 36,911	△ 16,260	
特別利益 ⑭	37,431	0	0	0	37,431	0	
うち共通分 ⑮		0	0	0	0	0	0
特別損失 ⑯	37,485	3	2	24	37,437	19	
うち共通分 ⑰		0	0	0	0	0	0
税引前当期利益 ⑱ (⑬＋⑭－⑯)	63,842	40,614	35,288	41,136	△ 36,917	△ 16,279	
営農指導事業分配賦額 ⑲		2,441	0	13,838	0	△ 16,279	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ (⑱－⑲)	63,842	38,173	35,288	27,298	△ 36,917		

※⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

【令和6年度】

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	3,784,858	141,662	80,146	2,530,150	983,938	48,962	
事業費用 ②	2,960,195	22,890	2,492	1,982,122	919,847	32,844	
事業総利益③ (①－②)	824,663	118,772	77,654	548,028	64,091	16,118	
事業管理費④	788,477	83,268	42,844	497,731	130,677	33,957	
うち人件費	529,181	68,786	37,273	332,714	60,366	30,042	
うち業務費	53,818	6,104	2,505	34,182	9,699	1,328	
うち諸税負担金	26,538	1,289	669	16,413	7,761	406	
うち施設費	175,908	6,777	2,216	112,464	52,364	2,087	
(うち減価償却費⑤)	52,903	4,162	413	41,407	6,031	890	
※うち共通管理費等⑥		19,053	11,033	116,480	29,143	5,752	△ 181,461
(うち減価償却費⑦)		502	291	3,068	768	151	△ 4,780
事業利益 ⑧ (③－④)	36,186	35,504	34,810	50,297	△ 66,586	△ 17,839	
事業外収益 ⑨	49,323	5,028	2,911	32,177	7,690	1,517	
うち共通分 ⑩		5,027	2,911	30,736	7,690	1,518	△ 47,882
事業外費用 ⑪	18,901	2,801	996	11,953	2,632	519	
うち共通分 ⑫		1,719	996	10,510	2,630	519	△ 16,374
経常利益 ⑬ (⑧＋⑨－⑪)	66,608	37,732	36,725	70,520	△ 61,528	△ 16,841	
特別利益 ⑭	34,604	0	0	2,615	30,184	1,805	
うち共通分 ⑮		0	0	0	0	0	0
特別損失 ⑯	34,987	19	11	2,732	30,414	1,811	
うち共通分 ⑰		19	11	117	29	6	△ 182
税引前当期利益 ⑱ (⑬＋⑭－⑯)	66,225	37,713	36,714	70,403	△ 61,758	△ 16,847	
営農指導事業分配賦額 ⑲		2,527	0	14,320	0	△ 16,847	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ (⑱－⑲)	66,225	35,186	36,714	56,083	△ 61,758		

※⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

令和5年度	共通管理費等 営農指導事業	(事業管理(除く人件費)+人頭割+事業総利益割)の平均値を全部門に配賦 営農費実績により直接配賦後、見立割により農業関連部門及び信用事業部門に配賦
令和6年度	共通管理費等 営農指導事業	(事業管理(除く人件費)+人頭割+事業総利益割)の平均値を全部門に配賦 営農費実績により直接配賦後、見立割により農業関連部門及び信用事業部門に配賦

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

		信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その 他事業	営農指導 事業	計
令和5年度	共通管理費等	9.39%	5.92%	65.53%	16.40%	2.76%	100%
	営農指導事業	15.00%	0.00%	85.00%	0.00%		100%
令和6年度	共通管理費等	10.50%	6.08%	64.19%	16.06%	3.17%	100%
	営農指導事業	15.00%	0.00%	85.00%	0.00%		100%

3. 部門別の資産

(単位：千円)

	計	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その 他事業	営農指導 事業	共有資産
事業別の資産	21,174,778	18,412,332	138,500	1,384,075	230,875	3,838	1,005,158
総資産（共通資産配分後）	21,174,778	18,517,874	199,614	2,029,286	392,303	35,702	0
（うち固定資産）	1,418,975	106,029	55,452	938,435	288,783	30,276	0

Ⅲ. 信用事業

1. 信用事業の考え方

① 貸出運営の考え方

JAでは農家生活の向上や農業生産力の増強など、農業及び地域経済の発展を支えるべく、組合員の必要とする資金の貸出しを行っております。

貸付にあたっては、みなさまからお預かりした貯金を原資に貸付けを行っており、一部の組合員だけにかたよらないように、一組合員当たりの貸付限度を毎年設定し、貸出先の適正な審査を実施しております。また、併せて地域のみなさまの生活にお役に立つよう資金の貸出しの推進も積極的に行ってまいります。

② JAバンクシステムについて

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

◇「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

2. 信用事業の状況

利益総括表

(単位:百万円、%)

	令和6年度	令和5年度	増減
資金運用収支	114	111	3
役務取引等収支	4	4	
その他信用事業収支	1	△3	4
信用事業粗利益	119	112	7
信用事業粗利益率	1	1	
事業粗利益	825	823	2
事業粗利益率	3	3	
事業純益	57	44	13
実質事業純益	57	44	13
コア事業純益	57	44	13
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	57	44	13

注1) 事業粗利益は、全事業の事業総利益の合計額に必要な調整を行った額です。

注2) 信用事業粗利益は次の算式により計算しております。

〔信用事業収益(その他経常収益を除く)－信用事業費用(その他経常費用を除く)
＋金銭の信託運用見合費用〕

注3) 信用事業粗利益率(%)は次の算式により計算しております。

〔信用事業粗利益／信用事業資産(債務保証見返を除く)平均残高×100〕

注4) 事業粗利益率(%)は次の算式により計算しております。

〔事業粗利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100〕

資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

	令和6年度			令和5年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	17,665	62	0.35	17,609	59	0.34
うち預金	13,920	5	0.03	13,678		
うち有価証券						
うち貸出金	3,745	57	1.52	3,931	59	1.49
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金調達勘定	18,548	6	0.03	18,514	3	0.02
うち貯金・定期積金	18,542	6	0.03	18,468	3	0.02
うち借入金	6			46		
総資金利ざや			△0.13			△0.08

注1) 総資金利ざやは、次の算式により計算しております。

〔資金運用利回り－資金調達原価(資金調達利回り＋経費率)〕

注2) 経費率は、次の算式により計算しております。

〔信用部門の事業管理費／資金調達勘定(貯金・定期積金＋借入金)平均残高×100〕

受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

	令和6年度増減額	令和5年度増減額
受取利息	△ 1	6
うち預金	0	0
うち有価証券	0	0
うち貸出金	△ 1	6
支払利息	3	△ 1
うち貯金・定期積金	3	0
うち譲渡性貯金	0	0
うち借入金	0	△ 1
差引	△ 4	7

注1) 増減額は前年度対比です

利益率

(単位:%)

	令和6年度	令和5年度	増減
総資産経常利益率	0.26	0.25	0.01
資本経常利益率	4.09	4.02	0.07
総資産当期純利益率	0.26	0.25	0.01
資本当期純利益率	4.07	4.02	0.05

注1) 次の算式により計算しております。

総資産経常利益率＝経常利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100

資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高 ×100

総資産当期純利益率＝当期純利益(税引後)／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

資本当期純利益率＝当期純利益(税引後)／純資産勘定平均残高 ×100

3. 貯金に関する指標

科目別貯金平均残高

(単位:百万円、%)

	令和6年度	令和5年度	増 減
流動性貯金	9,761 (52.6%)	9,756 (52.8%)	5
定期性貯金	8,780 (47.4%)	8,711 (47.2%)	69
その他の貯金			
計	18,541 (100.0%)	18,467 (100.0%)	74
譲渡性貯金			
合 計	18,541 (100.0%)	18,467 (100.0%)	74

注1) 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

注2) 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

注3) ()内は構成比です。

定期貯金残高

(単位:百万円、%)

	令和6年度	令和5年度	増 減
定期貯金	8,748 (100.0%)	8,414 (100.0%)	334
うち固定金利定期	8,748 (100.0%)	8,414 (100.0%)	334
うち変動金利定期			

注1) 固定金利定期:預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

注2) 変動金利定期:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

注3) ()内は構成比です。

貯金者別貯金残高

(単位:百万円、%)

	令和6年度	令和5年度	増 減
組合員貯金	15,039 [81.7%]	15,040 [81.4%]	△ 1
組合員以外の貯金	3,368 [18.3%]	3,440 [18.6%]	△ 72
うち地方公共団体			
うちその他非営利法人			
うちその他員外	3,368 (100.0%)	3,440 (100.0%)	△ 72
合 計	18,407	18,480	△ 73

注1) []()内は構成比です。

4. 貸出金等に関する指標

■ 科目別貸出金平均残高

(単位:百万円)

	令和6年度	令和5年度	増 減
手 形 貸 付	420	532	△ 112
証 書 貸 付	3,112	3,155	△ 43
当 座 貸 越	230	273	△ 43
割 引 手 形			
合 計	3,762	3,960	△ 198

■ 貸出金の金利条件別内訳

(単位:百万円、%)

	令和6年度	令和5年度	増 減
固 定 金 利 貸 出 残 高	3,088	3,174	△ 86
固定金利貸出構成比	85.8 %	85.3 %	
変 動 金 利 貸 出 残 高	512	545	△ 33
変動金利貸出構成比	14.2 %	14.7 %	
残 高 合 計	3,600	3,719	△ 119

■ 貸出先別貸出金残高

(単位:百万円、%)

	令和6年度	令和5年度	増 減
組 合 員 貸 出	2,612 [72.6%]	2,663 [71.6%]	△ 51
組 合 員 以 外 の 貸 出	988 [27.4%]	1,056 [28.4%]	△ 68
うち地方公共団体	669 (67.7%)	723 (68.5%)	△ 54
うちその他非営利法人			
うちその他員外	319 (32.3%)	333 (31.5%)	△ 14
合 計	3,600	3,719	△ 119

注1) [] ()内は構成比です。

■ 貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

	令和6年度	令和5年度	増 減
貯 金 等	215	255	△ 40
有 価 証 券			
動 産			
不 動 産	72	116	△ 44
そ の 他 担 保 物	201	200	1
計	488	571	△ 83
農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	800	808	△ 8
そ の 他 保 証	715	622	93
計	1,516	1,430	86
信 用	1,596	1,718	△ 122
合 計	3,600	3,719	△ 119

■ 債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位:百万円)

	令和6年度	令和5年度	増 減
貯 金 等			
有 価 証 券			
動 産			
不 動 産			
そ の 他 担 保 物			
計			
信 用			
合 計			

■ 貸出金の使途別内訳

(単位:百万円、%)

	令和6年度	令和5年度	増 減
設 備 資 金 残 高	1,833	1,814	19
設 備 資 金 構 成 比	50.92%	48.78%	2.14%
運 転 資 金 残 高	1,767	1,905	△ 138
運 転 資 金 構 成 比	49.08%	51.22%	△2.14%
残 高 合 計	3,600	3,719	△ 119

■ 業種別の貸出金残高

(単位:百万円、%)

		令和6年度	令和5年度	増減
農	業	1,196 (33.2%)	1,203 (32.3%)	△ 7
林	業			
水	産 業	2 (0.1%)	3 (0.1%)	△ 1
製	造 業	99 (2.7%)	100 (2.7%)	△ 1
鉱	業			
建	設 業	52 (1.4%)	54 (1.4%)	△ 2
電気・ガス・熱供給・水道業		2 (0.1%)	3 (0.1%)	△ 1
運 輸 ・ 通 信 業				
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業		7 (0.2%)	4 (0.1%)	3
金 融 ・ 保 険 業		200 (5.6%)	200 (5.4%)	
不 動 産 業		245 (6.8%)	300 (8.1%)	△ 55
サ ー ビ ス 業		296 (8.2%)	266 (7.2%)	30
地 方 公 共 団 体		669 (18.6%)	723 (19.4%)	△ 54
そ の 他		832 (23.1%)	863 (23.2%)	△ 31
合	計	3,600 (100.0%)	3,719 (100.0%)	△ 119

注1) ()内は構成比です

■ 貯貸率・貯証率

(単位:%)

		令和6年度	令和5年度	増減
貯 貸 率	期 末	19.56%	20.13%	△ 0.57%
	期 中 平 均	20.25%	21.45%	△ 1.20%
貯 証 率	期 末			
	期 中 平 均			

注1) 貯貸率(期 末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100

注2) 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100

注3) 貯証率(期 末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100

注4) 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

■ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位:百万円)

種 類	令和6年度	令和5年度	増 減
農 業	803	814	△ 11
穀 作	5	10	△ 5
野 菜 ・ 園 芸	534	528	6
果 樹 ・ 樹 園 農 業	8	11	△ 3
工 芸 作 物	2	2	
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	242	249	△ 7
養 鶏 ・ 養 卵	12	14	△ 2
養 蚕			
そ の 他 農 業	453	489	△ 36
農 業 関 連 団 体 等			
合 計	1,256	1,303	△ 47

注1) 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。なお、上記の「業種別の貸出金残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

注2) 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

2) 資金種類別

[貸出金]

(単位:百万円)

種 類	令和6年度	令和5年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	1,233	1,267	△ 34
農 業 制 度 資 金	33	36	△ 3
農 業 近 代 化 資 金			
そ の 他 制 度 資 金	33	36	△ 3
合 計	1,256	1,303	△ 47

注1) プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

注2) 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象と

注3) その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

(単位:百万円)

種 類	令和6年度	令和5年度	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金			
そ の 他			
合 計			

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

5. 農協法及び金融再生法に基づく開示債権残高

(単位:百万円)

		債 権 額	保 全 額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
【令和5年度】						
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		85	56	3	25	84
危 険 債 権		196	160	36		196
要 管 理 債 権						
三月以上延滞債権						
貸出条件緩和債権						
小 計		281	216	39	25	280
正 常 債 権		3445				
合 計		3726				
【令和6年度】						
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		73	50		23	73
危 険 債 権		195	155	40		195
要 管 理 債 権						
三月以上延滞債権						
貸出条件緩和債権						
小 計		268	205	40	23	268
正 常 債 権						
合 計		268				

注1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

注2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

注3) 要管理債権

「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

注4) 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

注5) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

注6) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

6. 有価証券に関する指標

■ 種類別有価証券平均残高

(単位:百万円)

		令和6年度	令和5年度	増 減
国	債			
地	債			
社	債			
株	式			
そ の 他 の 証 券				
合	計			

注1) 貸付有価証券は有価証券の種類毎に区分して記載しております。

■ 商品有価証券種類別平均残高

(単位:百万円)

		令和6年度	令和5年度	増 減
商	品			
商	品			
商	品			
貸	付			
合	計			

■ 有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

		1年以下	1年超3 年以下	3年超5 年以下	5年超7 年以下	7年超10 年以下	10年超	期間の定 めなし	合 計
令和5年度									
国	債								
地	債								
社	債								
株	式								
そ の 他 の 証 券									
令和6年度									
国	債								
地	債								
社	債								
株	式								
そ の 他 の 証 券									

7. 有価証券等の時価情報

■ 有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

(単位:百万円)

	令和6年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券				

[満期保有目的有価証券]

(単位:百万円)

	種類	令和6年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債						
	地方債						
	小計						
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債						
	地方債						
	小計						
合計							

[その他有価証券]

(単位:百万円)

	種類	令和6年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	取得価額又は償却原価	差額	貸借対照表計上額	取得価額又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得価額または償却原価を超えるもの	株式						
	国債						
	地方債						
	小計						
貸借対照表計上額が取得価額または償却原価を超えないもの	株式						
	国債						
	地方債						
	小計						
合計							

■ 金銭の信託

[運用目的の金銭の信託]

(単位:百万円)

	令和6年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託				

[満期保有目的の金銭の信託]

(単位:百万円)

	令和6年度					令和5年度				
	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託										

注1) 時価は期末日における市場価格等によっております。

注2) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

[その他の金銭の信託]

(単位:百万円)

	令和6年度					令和5年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
その他の金銭の信託										

注1) 時価は期末日における市場価格等によっております。

注2) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

■ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引 有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

8. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		令和5年度				
区	分	期首残高	当期繰入額	当期取崩額		期末残高
				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金		13	13	0	13	0
個 別 貸 倒 引 当 金		24	25	0	24	1
合 計		37	38	0	37	1

		令和6年度				
区	分	期首残高	当期繰入額	当期取崩額		期末残高
				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金		13	5	0	13	△ 8
個 別 貸 倒 引 当 金		25	23	0	25	△ 2
合 計		38	28	0	38	△ 10

9. 貸出金償却の額

(単位:百万円)

	令和6年度	令和5年度
貸 出 金 償 却 額	0	0

IV. その他の事業

1. 営農指導事業

項 目		令和6年度	令和5年度
収入	賦 課 金	23	23
	実 費 収 入	1	1
	受託指導収入	16	16
	指導受入補助金	9	94
	計	49	134
支出	営農改善指導費	13	12
	教育情報費	6	5
	生活改善費	1	1
	営農雑支出	4	6
	指導支払補助金	9	94
	計	33	118

2. 共済事業

● 長期共済保有高

(単位:百万円)

		令和6年度		令和5年度	
		件数	金額	件数	金額
生命系	終身共済	1,534	10,632	1,497	10,696
	定期生命共済	22	221	21	205
	養老生命共済	991	4,788	1,136	5,505
	こども共済	325	1,049	328	1,142
	医療共済	915	74	911	54
	がん共済	306	15	293	17
	定期医療共済	19	47	16	27
	認知症共済	1	-	1	-
	生活障害共済	14	-	13	-
	特定重度疾病共済	25	-	24	-
	介護共済	52	72	48	65
	年金共済	584	282	583	362
	建物更生共済	1,221	13,905	1,217	13,936
住宅建築共済		-	-	-	-
農機具更新共済		-	-	-	-
合 計		5,684	30,036	5,760	30,867

注1) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

注2) こども共済は養老生命共済の内書を表示しております。

注3) JA共済はJA、全国共済連の双方が共済契約の元受を共同で行っており、共済契約が満期を迎えられたり、万一事故が起きた場合には、JA及び全国共済連の両者が連帯して共済責任を負うことにより、より安心してご利用いただける仕組みになっております。(短期共済についても同様です。)

注4) 認知症共済、生活障害共済、特定重度疾病共済には死亡保障がないことから、「長期共済保有高」には記載せず、後掲「介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高」に記載する。

● 医療系共済の共済金額保有高

(単位:百万円)

種類	令和6年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額
医療共済	915	3 76	911	4 57
がん共済	306	2	293	2
定期医療共済	19		16	
合計	1240	81	1220	63

注1) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

注2) 医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額を記載しております。

● 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位:百万円)

種類	令和6年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額
介護共済	52	89	48	79
認知症共済	1	1	1	1
生活障害共済(一時金型)	9	43	8	38
生活障害共済(定期年金型)	5	7	5	7
特定重度疾病共済	25	21	24	19
合計	92	161	86	144

注1) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

● 年金共済の年金保有高

(単位:百万円)

種類	令和6年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額
年金開始前	484	288	476	282
年金開始後	100	41	107	44
合計	584	329	583	326

注1) 金額は、年金年額について記載しています。

● 短期共済新契約高

(単位:百万円)

種類	令和6年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額
火災共済	795	8,260	811	8,186
自動車共済	3,438		3,463	
傷害共済	469	4,502	495	4,195
団体定期生命共済	-	-	-	-
農機具損害共済	-		-	
定額定期生命共済	-	-	-	-
賠償責任共済	48		34	
自賠責共済	1,075		1,111	
合計	5,825	12,762	5,914	12,381

注1) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。)を記載しています。

注2) 自動車共済、農機具損害共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

注3) 「農業者賠償責任共済」は「賠償責任共済」に含めて記載しています。

3. 販売事業

(単位:百万円)

品目	区分	単位	令和6年度			令和5年度		
			数量	取扱高	手数料	数量	取扱高	手数料
買取品	大豆	t	0	0	0	0	0	0
	小豆	t	2,520	147	7	183	106	6
	高級菜豆	t	0	0	0	0	0	0
	その他雑穀	t	0	0	0	0	0	0
	その他	t	0	3	0	11	2	0
	小計			150	7		108	6
受託品	米穀	t		146	0	0	0	0
	麦類	t	633	35	0	566	33	3
	馬鈴薯	t	158	19	0	152	16	1
	てん菜	t	14,523	199	0	14,122	152	5
	アスパラガス	t	1	0	0	1	0	0
	小計			399	0		201	9
共計品		t		135	5		109	5
畜産品	生乳	t	10,966	1,158	27	11,354	1,139	27
	固体	頭	10,966	2,581	18	11,589	2,807	19
	小計			3,739	45		3,946	46
青果物	葉菜類	t	3,391	341	16	3,180	311	15
	洋菜類	t	1,182	338	14	1,213	340	14
	果菜類	t	623	226	14	606	189	11
	茎菜類	t	1,022	108	5	1,111	110	5
	根菜類	t	700	46	2	627	36	2
	小物類	t	391	124	9	409	119	9
	花類	t	39	130		41	122	
	その他	t		5			5	
小計				1,318	60		1,232	56
合計				5,741	117		5,596	122

4. 利用事業

(単位:百万円)

費用			収益		
科目	令和6年度	令和5年度	科目	令和6年度	令和5年度
労務費	3	2	利用料	29	27
雑費	7	8	雑収益	2	2
計	10	10	計	31	29
差引粗利益				21	19

5. 購買・生活購買事業

■ 購買事業

(単位:百万円)

区 分 分 類		令和6年度		令和5年度	
		供 給 高	手 数 料	供 給 高	手 数 料
生 産 資 材	肥 料	294	28	310	22
	農 薬	189	17	180	16
	温床資材・包装資材	153	18	162	21
	種 苗	149	13	149	13
	飼 料	712	8	785	9
	その他生産資材	244	34	243	34
	小 計 ①	1,741	118	1,829	115
燃 料	軽 油	138	32	154	30
	灯 油	149	32	142	29
	重 油	2	0	2	0
	油 脂	0	0	0	0
	その他燃料類	71	2	75	2
	小 計 ②	360	66	373	61
農 業 機 械	自 動 車	85	6	76	5
	機 械	397	11	390	12
	部 品	93	18	90	17
	外 注	18	3	14	3
	小 計 ③	593	38	570	37
合 計①+②+③		2,694	222	2,772	213

■ 生活購買事業

(単位:百万円)

区 分 分 類		令和6年度		令和5年度	
		供 給 高	手 数 料	供 給 高	手 数 料
農 産		133	24	134	28
畜 産		125	27	129	28
水 産		69	10	79	11
惣 菜		94	23	90	26
チ ル ド ・ 日 配		175	32	184	37
一 般 食 品		132	19	139	21
米 類		65	9	38	5
酒 類		36	4	38	5
菓 子		45	9	50	11
日 用 雑 貨		19	4	21	4
そ の 他		197	23	201	24
合 計		1,090	184	1,103	200

V. 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

項 目	当期末	前期末
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	1,668	1,627
うち、出資金及び資本準備金の額	603	606
うち、再評価積立金の額		
うち、利益剰余金の額	1,084	1,032
うち、外部流出予定額(△)	10	5
うち、上記以外に該当するものの額		
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	5	13
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	5	13
うち、適格引当金コア資本算入額		
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	1,673	1,640
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く)の額の合計額	4	5
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	4	5
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く)の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く)の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
特定項目に係る10%基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資 産に関連するものの額		

うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額		
特定項目に係る15%基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	4	5
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	1,669	1,635
リスク・アセット 等		
信用リスク・アセットの額の合計額	8,783	8,618
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額		
うち、上記以外に該当するものの額		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,500	1,496
信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	10,283	10,114
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	16.23%	16.16%

注)

1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分毎の内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット		令和6年度			令和5年度		
		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
	現金	120			155		
	我が国の中央政府及び中央銀行向け						
	外国の中央政府及び中央銀行向け						
	国際決済銀行等向け						
	我が国の地方公共団体向け	672			725		
	外国の中央政府等以外の公共部門向け						
	国際開発銀行向け						
	地方公共団体金融機構向け						
	我が国の政府関係機関向け						
	地方三公社向け						
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	14,335	2,867	115	14,368	2,874	115
	法人等向け	141	141	6	103	103	4
	中小企業等向け及び個人向け	177	109	4	158	92	4
	抵当権付住宅ローン	297	104	4	384	133	5
	不動産取得等事業向け	35	35	1	36	36	1
	三月以上延滞等	59	43	2	66	52	2
	取立未済手形	2			3	1	
	信用保証協会等保証付	802	79	3	809	79	3
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付						
	共済約款貸付						
	出資等	159	159	6	132	132	5
	(うち出資等のエクスポージャー)	159	159	6	132	132	5
	(うち重要な出資のエクスポージャー)						

上記以外	4,399	5,245	210	4,398	5,116	205
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)						
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	686	1,714	69	622	1,554	62
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	31	77	3	34	84	3
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)						
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)						
(うち上記以外のエクスポージャー)	3,683	3,454	138	3,742	3,478	139
証券化						
(うちSTC要件適用分)						
(うち非STC適用分)						
再証券化						
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー						
(うちルックスルー方式)						
(うちマンドレート方式)						
(うち蓋然性方式250%)						
(うち蓋然性方式400%)						
(うちフォールバック方式)						
経過措置によりリスクアセットの額に算入されるものの額						
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)						
標準的手法を適用するエクスポージャー別計						
CVAリスク相当額÷8%						
中央清算機関関連エクスポージャー						
合計(信用リスク・アセットの額)	21,199	8,783	351	21,338	8,618	345

オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相 当額を8%で除して得た額 a	所要 自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相 当額を8%で除して得た額 a	所要 自己資本額 b=a×4%
	1,500	60	1,496	60
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要 自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要 自己資本額 b=a×4%
	10,283	411	10,114	410

- 注1) 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 注2) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 注4) 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 注5) 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 注6) 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 注7) 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 注8) オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当JAでは基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

注1)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- (イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和6年度				令和5年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
法人	農業	80	80	－		66	66	－	
	林業			－				－	
	水産業			－				－	
	製造業			－				－	
	鉱業			－				－	
	建設・不動産業	94	94	－		79	79	－	
	電気・ガス・熱供給・水道業	2	2	－		3	3	－	
	運輸・通信業			－				－	
	金融・保険業	14,284	200			14,317	201		
	卸売・小売・飲食・サービス業	7	7	－		5	5	－	
	日本国政府・地方公共団体	672				725			
	上記以外	848	4			763			
	個人	2,565	2,565		59	2,638	2,638		66
その他				－				－	
業種別残高計		18,552	2,952		59	18,596	2,992		66
	1年以下	14,008	430		－	13,748	498		－
	1年超3年以下	178	178		－	154	154		－
	3年超5年以下	218	218		－	281	281		－
	5年超7年以下	335	335		－	172	172		－
	7年超10年以下	701	701		－	755	755		－
	10年超	1,545	1,545		－	1,676	1,676		－
	期限の定めのないもの	4,213	217		－	4,552	189		－
残存期間別残高計		21,198	3,624		－	21,338	3,725		－
信用リスク期末残高		21,198	3,624		－	21,338	3,725		－
信用リスク平均残高		17,517	3,762		－	17,373	3,960		－

注1) 国外のエクスポージャーは該当ありませんので、地域別の区分は省略しております。

注2) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注3) 「その他」には、現金・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

注4) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	令和6年度						令和5年度					
	期首残高	期中 増加額	期中減少額		増減額	期末残高	期首残高	期中 増加額	期中減少額		増減額	期末残高
			目的使用	その他					目的使用	その他		
一般貸倒引当金	13	5	0	13	△8	5	13	13	0	13	0	13
個別貸倒引当金	25	23	0	25	△2	23	24	25	0	24	1	25

④ 地域別・業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

		令和6年度						令和5年度					
		期首残高	期中 増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中 増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	林業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設・不動産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	運輸・通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	卸売・小売・飲食・サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	個 人	25	22	0	25	22	0	24	25	0	24	25	0
	業種別計	25	22	0	25	22	0	24	25	0	24	25	0

注1) 国外のエクスポージャーは該当ありませんので、地域別の区分は省略しております。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

		令和6年度	令和5年度
信用 リス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト0%	0	0
	リスク・ウェイト2%	0	0
	リスク・ウェイト4%	0	0
	リスク・ウェイト10%	79	79
	リスク・ウェイト20%	2,868	2,874
	リスク・ウェイト35%	104	133
	リスク・ウェイト50%	1	1
	リスク・ウェイト75%	109	92
	リスク・ウェイト100%	3,810	3,771
	リスク・ウェイト150%	21	29
	リスク・ウェイト250%	1,791	1,638
	その他		0
リスク・ウェイト 1250%			0
自己資本控除額			0
合 計		8,783	8,617

注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
3. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

	令和6年度		令和5年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機 構向け	0	0	0	0
我が国の政府関係機 関向け	0	0	0	0
地方三公社向け	0	0	0	0
金融機関及び第一 種金融商品取引 業者向け	0	0	0	0
法人等向け	0	0	0	0
中小企業等向け及 び個人向け	3	53	6	42
抵当権付住宅 ローン	0	0	0	0
不動産取得等事 業向け	0	0	0	0
三月以上延滞等	0	0	0	0
証券化	0	0	0	0
中央清算機関関 連	0	0	0	0
上記以外	169	29	103	17
合 計	172	82	109	59

注1) 「エクスポージャー」とは、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

注2) 「我が国の政府関係機関向け」には、「地方公営企業等向けエクスポージャー」を含めて記載しています。

注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注4) 「上記以外」には、現金・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当J Aにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当J Aの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価
(単位:百万円)

	令和6年度		令和5年度	
	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上場	1	9	1	8
非上場	0	0	0	0
合計	1	9	1	8

注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益
(単位:百万円)

令和6年度			令和5年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
0	0	0	0	0	0

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(その他有価証券の評価損益等)

(単位:百万円)

令和6年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
5	0	5	0

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:百万円)

令和6年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
0	0	0	0

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法に関する事項

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。

具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(△EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、△EVEおよび△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
△EVEの前事業年度末からの変動要因は、長期の固定金利の貸出金の減少によるものです。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
 - ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIと大きく異なる点)
特段ありません。
- 金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

$$\text{金利リスク} = \text{運用勘定の金利リスク量} + \text{調達勘定の金利リスク量}(\Delta)$$

② 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項 番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	28	29	37	36
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	17	40		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	5	1		
6	短期金利低下	9	21		
7	最大値	28	40	37	36
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	1669		1635	

VI. 役員等の報酬体系（任意・努力義務）

1. 役員

（１）対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

（２）役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の２種類で、令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

（単位：千円）

	支給総額(注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員(注1)に対する報酬等	13,150	0

（注1）対象役員は、理事10名、監事3名です。（期中に退任した者を含む。）

（注2）退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額）によっています。

なお、基本報酬には、使用人兼務役員の使用人の報酬等を含めております。

（３）対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会（組合員から選出された委員12人で構成）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金支給規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

(1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当JAの職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当JAの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

(2) 報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

当JAの職員の報酬等は、給与、賞与及び退職給与となっており、それぞれ理事会で定めた給与規程等に基づき、給与については毎月所定の支給日に、賞与については7月と12月に、退職金については退職後速やかに職員指定の口座に振り込みの方法で現金支給しています。

令和4年度における対象職員等に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

(単位: 百万円)

対象職員等(注1)に対する報酬等	支給総額(注2)		
	報酬・給与等	賞与	退職慰労金・退職金
当JAの職員	266	76	37

(注1) 対象職員等に該当する者は、当JAの職員75人、(いずれも当期に退職した者を含みます)。

(注2) 賞与及び退職金については、本年度に実際の支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額)によっています。

(注3) 「同等額」は、令和6年度に当JAの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

(注5) 「当JAの業務及び財産の状況に重要な影響を与えるもの」は、信用部門(役職)に携わるものを対象としています。

(3) 報酬等の決定等について

当JAの職員の給与は、年令を基準とする本人給並びに職務および職務遂行能力を基準とした職能給を併せた基本給と各種の役職と生活補助のための付加級(諸手当)からなっています。

賞与は、基本給をベースに労使交渉を踏まえて設定した月数を乗じて決定しており、退職給与は、基本給に勤続年数に応じた支給率を乗じて得た額により算定しています。

いずれも労使交渉を踏まえて理事会が決定する給与規程、退職給与規程の定めるところに従って決定・管理されます。

3. その他

当JAの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

VII. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和6年3月1日から令和7年2月28日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年6月1日

伊達市農業協同組合

代表理事組合長

佐藤 哲



VIII. トピックス・沿革・歩み

1. トピックス

年 月 日	処 理 事 項
6 3 1	決算棚卸講評
	第5回貸付業務審査委員会
	4 伊達市農協役員報酬審議委員会
	21 第13回理事会・第6回監事会
	28 第11回総務委員会・第11回信用委員会
	第11回営農委員会・第11回購買委員会
	29 第14回理事会
4 2	決算監事監査 ～4日
	4 決算監事監査講評
	15 第15回理事会
	22 第5回ALM委員会
	25 第12回総務委員会・第12回信用委員会
	第12回営農委員会・第12回購買委員会
	26 第16回理事会
	第6回貸付業務審査委員会
	29 園芸市 ～5月6日
5 8	組合員分類査定会議 ～13日
	21 第76回通常総代会
	第7回監事会
	28 第13回総務委員会・第13回信用委員会
	第13回営農委員会・第13回購買委員会
	29 第17回理事会
	31 第1四半期棚卸
6 21	第1四半期監事監査
	第1四半期監事監査講評
	27 第6回ALM委員会
	第14回総務委員会・第14回信用委員会
	第14回営農委員会・第14回購買委員会
	28 第18回理事会・第8回監事会
7 25	第15回総務委員会・第15回信用委員会
	第15回営農委員会・第15回購買委員会
	26 第19回理事会
8 29	第16回総務委員会・第16回信用委員会
	第16回営農委員会・第16回購買委員会
	30 第20回理事会・第9回監事会
	31 第2四半期棚卸

年 月 日	処 理 事 項
	9 24 第7回ALM委員会
	26 第17回総務委員会・第17回信用委員会
	第17回営農委員会・第17回購買委員会
	27 第21回理事会
10 3	第2四半期監事監査 ～4日
	4 第2四半期監事監査講評
	30 第18回総務委員会・第18回信用委員会
	第18回営農委員会・第18回購買委員会
	31 第22回理事会・第10回監事会
11 26	第19回総務委員会・第19回信用委員会
	第19回営農委員会・第19回購買委員会
	27 第7回貸付業務審査委員会
	第23回理事会
	29 第3四半期棚卸
12 17	農事組合長会議
	20 第3四半期監事監査
	第3四半期監事監査講評
	26 第8回ALM委員会
	第20回総務委員会・第20回信用委員会
	第20回営農委員会・第20回購買委員会
	27 第24回理事会
7 1 14	地区別組合員懇談会（黄金・室蘭・東）
	15 地区別組合員懇談会（稀府・登別）
	16 地区別組合員懇談会（中央・関内）
	17 地区別組合員懇談会（有珠・長和）
	30 第21回総務委員会・第21回信用委員会
	第21回営農委員会・第21回購買委員会
	31 第25回理事会・第11回監事会
2 26	第22回総務委員会・第22回信用委員会
	第22回営農委員会・第22回購買委員会
	27 第26回理事会
	28 決算棚卸

2. 沿革・歩み

当組合は、北海道南西部に位置し、有珠山・昭和新山をはじめとする山々と噴火湾に囲まれた伊達市（大滝区を除く）、室蘭市、登別市を事業区域としています。特に伊達地区は、道内でも積雪が少なく四季を通じて温暖な気候に恵まれ、水田・畑作・酪農・畜産等の複合経営が展開されています。主力の野菜生産では、キャベツやブロッコリーなど多品目の栽培が行われ、近年は冬野菜の産地化のほか、産地生産基盤パワーアップ事業による最新のトマト選果機を導入し、振興作物であるトマト「藤五郎」の増産にも力を入れています。「伊達野菜」は道内市場をはじめ全国各地の市場へ年間を通じて出荷しています。

沿革・・・昭和23年に伊達町農業協同組合が設立し、昭和48年の市制施行に伴い伊達市農業協同組合に名称を変更しました。その後、平成10年3月には伊達市農協・室蘭市農協・登別市農協の3市が合併し、新たに伊達市農業協同組合として発足しました。

IX. ディスクロージャー誌の記載項目について

このディスクロージャー資料は「農業協同組合法施行規則」並びに「金融庁告示 農林水産省告示」の規定に基づいて作成しています。
なお、同規則、告示に規定する開示項目は次のとおりです。

＜組合単体 農業協同組合法施行規則第204条関係＞

開示項目	記載項目
●概況及び組織に関する事項	
○業務の運営の組織	I-3①
○理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	I-3⑤
○事務所の名称及び所在地	I-3⑥
○特定信用事業代理業者に関する事項	I-3⑦
●主要な業務の内容	
○主要な業務の内容	I-2
●主要な業務に関する事項	
○直近の事業年度における事業の概況	II-1
○直近の5事業年度における主要な業務の状況	II-2
・経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	
・経常利益又は経常損失	
・当期剰余金又は当期損失金	
・出資金及び出資口数	
・純資産額	
・総資産額	
・貯金等残高	
・貸出金残高	
・有価証券残高	
・単体自己資本比率	
・剰余金の配当の金額	
・職員数	
○直近の2事業年度における事業の状況	III-2,3,4,6
◇主要な業務の状況を示す指標	
・事業粗利益及び事業粗利益率	
・資金運用収支、役員取引等収支及びその他事業収支	
・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	
・受取利息及び支払利息の増減	
・総資産経常利益率及び資本経常利益率	
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	
◇貯金に関する指標	
・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	
・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	
◇貸出金等に関する指標	
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	

開示項目	記載項目
・担保の種類別(貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証、その他保証及び信用の区分をいう。)の貸出金残高及び債務保証見返額	
・使途別(設備資金及び運転資金の区分をいう。)の貸出金残高	
・主要な農業関係の貸出実績	
・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	
・貯貸率の期末値及び期中平均値	
◇有価証券に関する指標	
・商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。)の平均残高	
・有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。次号において同じ。)の残存期間別の残高	
・有価証券の種類別の平均残高	
・貯証率の期末値及び期中平均値	
●業務の運営に関する事項	
○リスク管理の体制	I-5
○法令遵守の体制	I-5
○中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	I-4
○苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	I-5
●組合の直近の2事業年度における財産の状況	
○貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	II-3
○債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	III-5
・破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
・危険債権	
・三月以上延滞債権	
・貸出条件緩和債権	
・正常債権	
○元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額ならびにその合計額	該当なし
○自己資本の充実の状況	V
○次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	III-7
・有価証券	
・金銭の信託	
・デリバティブ取引	
・金融等デリバティブ取引	
・有価証券店頭デリバティブ取引	
○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	III-8
○貸出金償却の額	III-9

<組合単体 自己資本の充実の状況に関する開示項目(金融庁告示 農林水産省告示)>

●開示項目	記載項目
○ 自己資本の構成に関する開示事項	V-1
○ 定性的開示事項	
・自己資本調達手段の概要	I-6②
・組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	I-6②
・信用リスクに関する事項	I-5①, V-3①
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	V-4①
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	V-5
・証券化エクスポージャーに関する事項	V-6
・オペレーショナル・リスクに関する事項	I-5④
・出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	V-7①
・金利リスクに関する事項	V-8①
○ 定量的開示事項	
・自己資本の充実度に関する事項	V-2
・信用リスクに関する事項	V-3②~⑤
・信用リスク削減手法に関する事項	V-4②
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	V-5
・証券化エクスポージャーに関する事項	V-6
・出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	V-7②~⑤
・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額	V-8
・金利リスクに関する事項	V-9